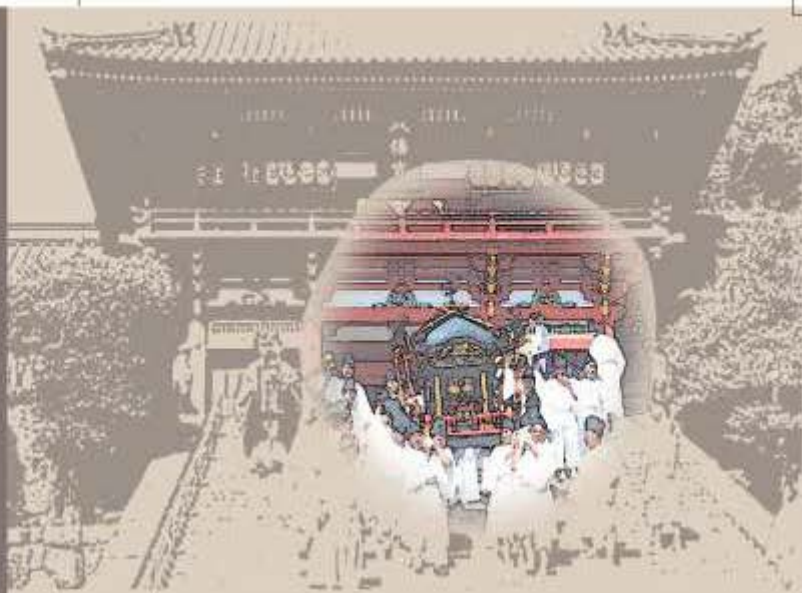


鎌倉市歷史的風致維持向上計畫

增補版(案)



平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、
わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、
平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格
を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

目次

はじめに.....	1
1 本書の位置付け.....	1
2 中間評価・検討の流れ.....	2
3 中間評価の結果の概要.....	3
4 計画の見直しの考え方.....	5
5 本書の取扱.....	5
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項.....	6
1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方.....	6
2 重点区域における事業.....	6
(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業.....	6
(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業.....	6
(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業.....	7
(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業.....	7
(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業.....	7
3 事業一覧.....	9
(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業.....	9
(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業.....	13
(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業.....	19
(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業.....	25
(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業.....	34
鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更(案) 新旧対照表.....	38

用語の意味

1 この計画書では、本市の地勢や歴史、行政としての取組などを詳述する際、「鎌倉」という言葉が多用されることから、様々な場面において使われる「鎌倉」の意味を次のとおり定義する。

- (1) 鎌 倉：それぞれの時代において「鎌倉」と呼ばれていた範囲
- (2) 鎌 倉 市：現在の鎌倉市域の範囲
- (3) 鎌倉地域：現在の鎌倉市における五つの地域（鎌倉地域、こしごえ腰越地域、ふかさわ深沢地域、おおふな大船地域、たまなわ玉縄地域）のうち、鎌倉地域の範囲
- (4) 市：行政としての鎌倉市

2 次の用語については、法律等により定義されている。

- (1) 歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）」
- (2) 歴史的風土：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況
「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。）」
- (3) 風致：都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観
「都市計画法及び都市計画運用指針 第 8 版（平成 27 年 6 月 4 日一部改正）」

はじめに

1 本書の位置付け

鎌倉市歴史的風致維持向上計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）は、歴史的遺産と共生するまちづくりを推進するため、平成 27 年(2015 年)12 月に策定し、平成 28 年(2016 年) 1 月に国の認定を受けました。策定にあたっては、平成 26 年(2014 年) 8 月から平成 27 年(2015 年) 11 月までの約 1 年間をかけて、専門家、関係団体、公募市民等から様々な意見を得るとともに、「かまくら歴史まちづくりワールド・カフェ」の開催や計画案に対する市民意見公募を通じ、市民参画をお願いしました。

歴史的風致維持向上計画は、事業計画でもあることから、計画期間としては 10 年を見込んだ計画（必要があれば第 2 期計画に移行する。）としています。また、策定後 5 年経過年に、その内容及び達成状況について、中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直し（変更）を行うこととしてきました。

歴史的風致維持向上計画は、市総合計画の推進に向けた考え方である「歴史的遺産と共生するまちづくり」を実現する 1 つの施策であるとともに、歴史まちづくり分野の個別計画であり、本計画の構成事業を市実施計画に位置付け、また、市民・事業者等の協力を得て、策定後一定の成果を挙げてきました。

【過去 5 年間で完了した事業】

- ① 史跡永福寺跡環境整備事業（事業番号 1－2 増補版 P10 参照）
- ② 古都保存法施行 50 周年記念事業（事業番号 3－6 増補版 P24 参照）
- ③ （仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備事業（事業番号 4－1 増補版 P25 参照）
- ④ 鎌倉彫振興事業所整備事業（事業番号 5－1 増補版 P34 参照）

しかしながら、策定後 5 年以上の年月が経過し、その間、まちづくりに関する状況変化が生じていることから、また、計画期間の中間年に実施した評価の結果に示された課題や方向性に的確に対応することで、効果的、効率的に今後の歴史まちづくりを推進する必要があるため、今回、計画の見直し（変更）を行うこととしたものです。

なお、本書は、見直しの結果、当初策定した計画の内容に修正や追加を行った内容をまとめたものです。

2 中間評価・検討の流れ

歴史的風致維持向上計画は計画策定後、専門家等の意見を得て、事業の推進状況等に関し、評価を行い、PDCAサイクルにより、効率的な事業の推進を図ることとしています。

評価には、毎年度行う「進捗評価」と、計画期間の中間及び最終年度に行う「中間評価・最終評価」があります。

令和2年度(2020年度)は、計画期間の中間年に当たることから、「中間評価」を実施し、課題やその対応の考え方をまとめました。

その取りまとめに当たっては、専門家、関係団体、公募市民、行政職員から構成される「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」の意見を得るとともに、図 序-1 の中間評価の③の「代表的な事業の質」の評価については、外部評価を受ける必要があり、別途、評価委員(有識者)を選定し、意見を得て進めました。

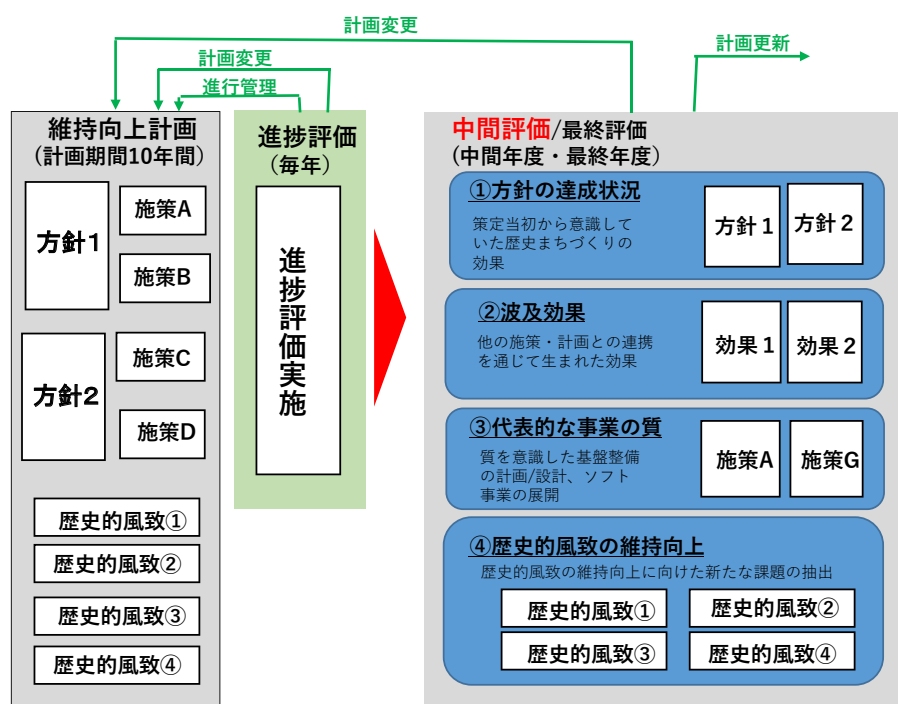


図 序-1 計画の評価の内容と進め方

- ・ 中間評価については、令和2年(2020年)6月に最終のまとめを完了し、その結果を市ホームページ等で公開しました。

※なお、歴史的風致維持向上計画の「進捗評価」及び「中間評価」の詳細は、市ホームページに掲載しています。

3 中間評価の結果の概要

(1) 中間評価後の計画の見直しの方向性

- ・「計画の見直しの方向性」を次のとおりとしました。

①「国支援事業の活用」、「官民連携」を前提とする。

- ・進捗に遅れが見られる構成事業の遅延の原因は、事業財源の不足と人的な課題があげられる。その対応として、「国支援事業（街なみ環境整備事業等）の活用」と「官民連携の強化」を図る。

②構成事業の一部見直しについて

- ・これまで進捗状況が思わしくない事業の内容の見直しや、代替えとなる事業の追加など、構成事業の一部見直しを行う。

【内容の見直しを行う事業】

ア 歩行環境改善事業（取組中・進捗が困難）

イ 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業（未着手）

（内容の説明）

＊「歩行環境改善事業」では、路線を絞らず、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備を行うなど、歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指し、できることから取り組んでいく。

＊北鎌倉の県道沿いは歩行環境の改善の必要性が高く、代替えルート等が見当たらないことから、時間を掛けた事業展開を視野に入れ、「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」の事業期間を延長する。

③構成事業の追加について

- ・その後の検討や取組の進捗等から次の事業の構成事業への追加を検討する。

【事業の追加を検討する事項】

ア 「若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用等」

イ 「鎌倉市屋外広告物条例の制定・運用」

ウ 「鎌倉市にふさわしい博物館事業（同基本計画等策定・推進）」

エ 「博物館等運営事業」

（内容の説明）

＊「鎌倉エコミュージアムの構築」の考え方は、歴史まちづくりの推進に有用である。「鎌倉にふさわしい博物館事業」を構成事業に追加し、2つの計画の関係性等について検討を行っていく。

- ＊「博物館等運営事業」では、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館、鎌倉文学館との連携強化や、県・市・民間の近隣施設との連携事業等を通じ、文化財の効果的な公開・活用を図る。

④事業の重点化について

- ・既存事業のうち、優先的に実施が必要な事業の重点化を図る。

【重点化し継続実施する事業】

- ア 文化財の保存活用を推進する。
- イ 歴史的建造物の整備と利活用を推進する。
- ウ 利便性や地域の魅力を高めるため周辺市街地の環境整備（公衆トイレ・案内板等）を推進する。
- エ 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心とした街の実現を推進する。
- オ 古都の歴史的景観を構成する樹林の適切な維持管理を国県と連携を図りながら推進する。

(内容の説明)

- ＊公有地化した史跡の活用と資料の保存と活用に必要な保存機能を備えた収蔵庫の設置を検討する。
- ＊鎌倉文学館などの指定歴史的風致形成建造物の整備を推進する。大町釈迦堂口遺跡は、早期に安全対策工事の実施を図る。

⑤時代の新たな潮流の変化を受け、本市が取り組む、SDGs 未来都市の実現などの新たなまちづくりの方向性を意識する

(2)中間評価後(令和3年度(2021 年度))の取組について

- ・この5年間の取組に対する庁内での評価、法定協議会のコメントを踏まえ、令和3年度に歴史的風致維持向上計画の見直し(一部変更)を検討する。
- ・今後の取組では、計画に位置付けた事業の推進を図るため、財源の確保を目指し、取組の拡充を図ることとし、次により取組を進めることとする。
 - ① 「中間評価のまとめ」(令和3年(2021 年)4月～6月)
 - ② 「歴史的風致維持向上計画の一部変更」(令和3年度(2021 年度)に予定)
 - ③ 「国支援事業の活用検討」(令和3年度(2021 年度)に予定)
 - ④ 「社会資本総合整備計画(街なみ環境整備事業等)の策定」(令和3年(2021 年)未予定)
 - ⑤ 「歴史まちづくりの取組の確実な推進」へ

4 計画の見直しの考え方

令和3年度(2021年度)に実施した、計画の中間評価の結果を踏まえ、

- ① 歴史まちづくりの取組の充実・継続
- ② 計画の推進のための課題への対応(財源の確保、面的な展開)
- ③ 推進体制の充実(官民連携の推進)

を図るため、次の方針に従い計画の見直し(変更)を行うこととしました。

- (1)計画期間の途中であり、計画の骨格は踏襲することとし、6つの歴史的風致の項目や重点区域の範囲は変更しない。
- (2)中間評価による、「中間評価後の計画書の見直しの方向性」に基づき、構成事業の内容の見直し、事業の追加、事業の重点化を行う。
- (3)(2)の事業内容の見直し・追加に伴い必要な方針や計画の修正等を行う。
- (4)今後、国支援事業を活用し、事業を推進するために必要な事項を補強する。
- (5)計画策定後の市の施策の発展や社会状況の変化に対応するため計画の修正発展を行う。
- (6)計画の背景、現状等のうち、必要な部分を変更する。

5 本書の取扱

平成28年(2016年)1月に国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画を本編として扱い、基本的には今後ともこの内容を継承しながら歴史まちづくりを進めていくこととします。

また、今回の中間評価・計画の見直しの成果である本書については、本編である歴史的風致維持向上計画を補足し、強化する内容のものとして位置付け、名称は「増補版」としています。

したがって、平成28年(2016年)1月に国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(本編)と「増補版」は一体のものとして取り扱うこととします。

なお、第6章「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」については、分かりやすさを考慮して、本編の内容に今回の見直し(変更)の結果をすべて加味したものを「増補版」に掲載しています。また、「計画の見直しの考え方」に従い、第1章から第5章、第7章の見直し(変更)を行った結果を巻末資料として、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更(案)新旧対象表」にまとめ掲載しています。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

鎌倉の歴史的風致の魅力により一層の磨きをかけるとともに、その効果を鎌倉市全域に波及させていくことを目指し、重点区域内において歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等）の整備と適切な管理に関する各種事業を行う。

整備については、その施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景、そこで行われる活動との関係などを十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等と協議の上で実施するものとし、市民や来訪者が鎌倉の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図る。なお、歴史的建造物の保存活用に関する事業の実施にあたっては、国支援事業の活用を図るとともに、整備後の利活用や維持管理に要する費用等への対応を踏まえる必要があり、民間のノウハウや資源の積極的な活用に努めるものとする。

また、歴史的風致維持向上施設の管理についても、施設の所有者や庁内関係課など十分な協議・調整を行い地域住民や関連団体との連携により取り組む。

歴史的風致向上施設の整備及び管理を進めるにあたっては、以上の考え方に加え、「第3章3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針」に基づき、事業を推進する。

2 重点区域における事業

基本的な考え方に基づき展開する具体的な内容と事業は、次のとおりとする。

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業

- 1-1 景観重要建築物等助成事業
- 1-2 史跡永福寺跡環境整備事業（事業完了）
- 1-3 扇湖山荘庭園防災工事事業
- 1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業（重点化事業）

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業

- 2-1 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり（交通需要マネジメント）事業

- 2 - 2 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業
- 2 - 3 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業
- 2 - 4 歴史的遺産をつなぐ散策路等整備（歩行環境改善）事業
- 2 - 5 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業
- 2 - 6 屋外広告物条例制定・運用事業

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業

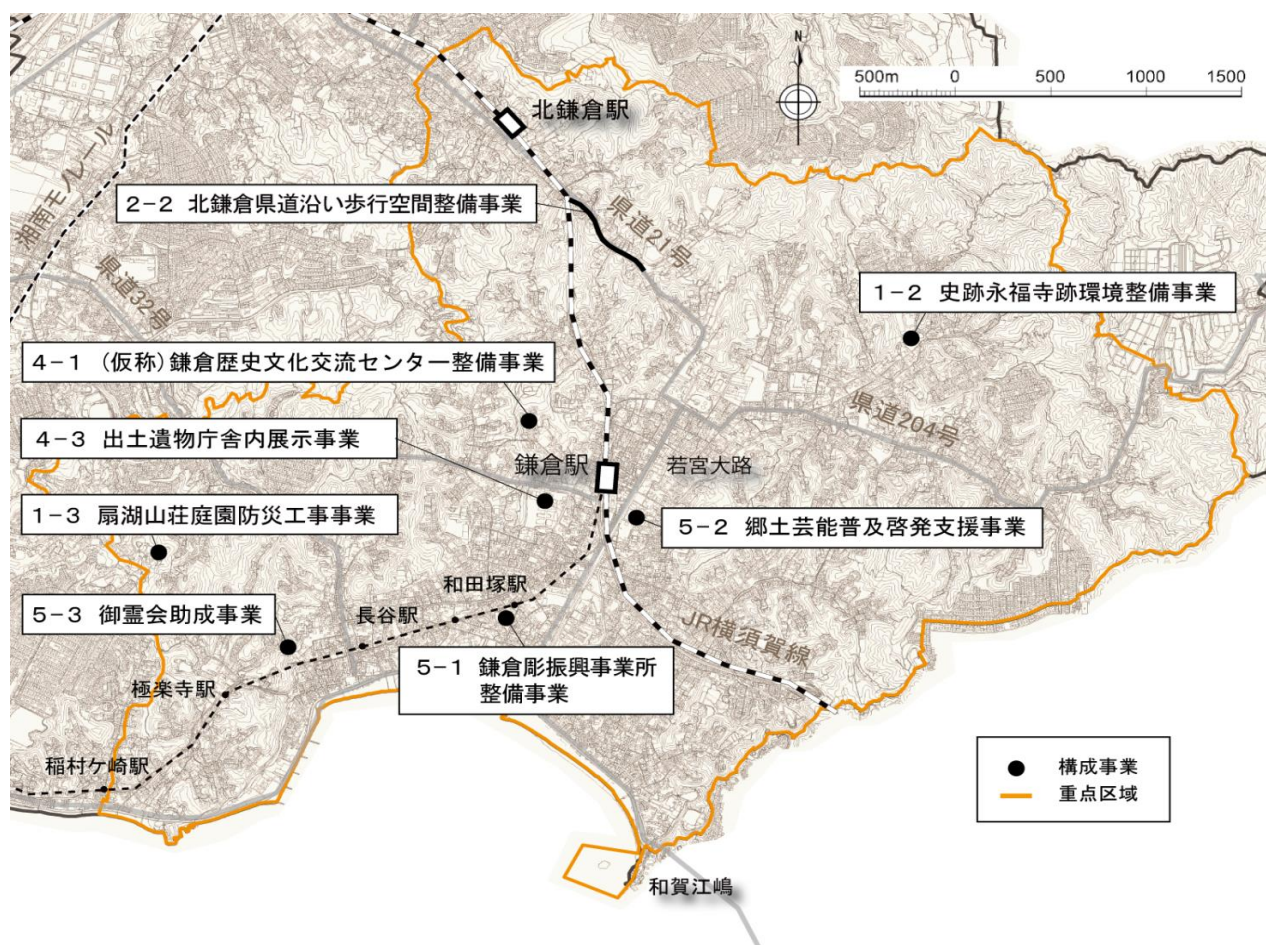
- 3 - 1 樹林維持管理事業
- 3 - 2 緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業
- 3 - 3 緑地保全事業
- 3 - 4 鎌倉風致保存会助成事業
- 3 - 5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業
- 3 - 6 古都保存法施行 50 周年記念事業（事業完了）

(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業

- 4 - 1 (仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業（事業完了）
- 4 - 2 発掘調査速報展事業
- 4 - 3 出土遺物庁舎内展示事業
- 4 - 4 史跡環境整備事業（重点化事業）
- 4 - 5 文化財保存・修理助成事業
- 4 - 6 文化財調査・整備事業
- 4 - 7 観光案内板等整備事業
- 4 - 8 博物館等運営事業・市内歴史・文化施設の連携事業
- 4 - 9 鎌倉市にふさわしい博物館事業

(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業

- 5 - 1 鎌倉彫振興事業所整備事業（事業完了）
- 5 - 2 郷土芸能普及啓発支援事業
- 5 - 3 御霊会助成事業
- 5 - 4 教育情報事業



その他重点区域内又は市内全域で実施する事業

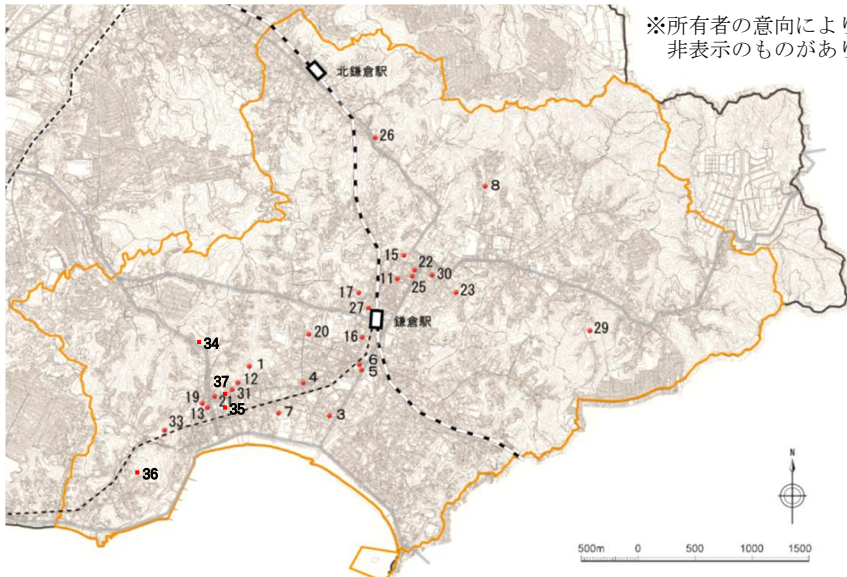
1-1 景観重要建築物等助成事業	4-2 発掘調査速報展事業
1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業	4-3 出土遺物庁舎内展示事業 ※
2-1 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり（交通需要マネジメント）事業	4-4 史跡環境整備事業
2-3 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業	4-5 文化財保存・修理助成事業
2-4 歴史的遺産をつなぐ散策路等整備（歩行環境改善）事業	4-6 文化財調査・整備事業
2-5 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業	4-7 観光案内板等整備事業
2-6 屋外広告物条例制定・運用事業	4-8 博物館等運営事業・市内歴史・文化施設の連携事業
3-1 樹林維持管理事業	4-9 鎌倉市にふさわしい博物館事業
3-2 緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業	5-2 郷土芸能普及啓発支援事業 ※
3-3 緑地保全事業	5-4 教育情報事業
3-4 鎌倉風致保存会助成事業	
3-5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業	※4-3、5-2については、上記地図上に記載した場所以外でも実施の可能性あり。
3-6 古都保存法施行50周年記念事業	

図6-1 重点区域内等で実施する事業

3 事業一覧

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業

事業番号 1 - 1

事業名	景観重要建築物等助成事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成8年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)
事業概要	市景観重要建築物等の保存又は活用のために必要な修繕、又は外観の修景を含めた工事に対する助成金を交付する。  図6-2 市景観重要建築物等位置図 - 鎌倉文学館 (旧前田家別邸) ★ - 伊藤邸 (旧望洋楼) - 篠田邸 (旧村田邸) - 寸松堂 ★ - 日本基督教団鎌倉教会会堂 - 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園 - かいひん荘鎌倉 ★ - 石川邸 (旧里見亭邸) ※平成15年(2003年)12月指定解除 - 川合邸 - 鎌倉聖ミカエル教会聖堂 - 鎌倉市長谷子ども会館 (旧諸戸邸) ★ - 白日堂 - 石島邸 ★ - 旧安保小児科医院 ※平成29年(2017年)6月指定解除 - 旧村上邸 - 旅館対僊閣 - 笹野邸 - のり真安齋商店 - 三河屋本店 ★ - 東勝寺橋 - 湯浅物産館 ★ - 去来庵 - ホテル ニューカマクラ - 旧華頂宮邸 ★ - 野尻邸 (旧大佛次郎茶亭) - 加賀谷邸 - 極楽洞 - 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所 - 旧三橋旅館蔵 - 猪熊邸 (旧武基雄自邸) - 萬屋本店 【重点区域外】 - 小池邸 - 榎亭 ★ - 平井家住宅・長屋門 ※令和2年(2020年)3月指定解除 ※★印は国登録有形文化財(建造物)(文化財保護法第57条)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する市景観重要建築物等の保存又は活用のために必要な修繕、又は外観の修景を行うことで、良好なまち並み景観の形成や歴史・文化の周知が図られ、周遊観光に関わる探訪施設にもなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 1 - 2 (事業完了)

事業名	史跡永福寺跡環境整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 56 年度～平成 29 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	鎌倉市二階堂
事業概要	史跡永福寺跡について広く一般に公開するため環境整備を行う。 図6-3 史跡永福寺跡位置図 写真6-1 整備した苑池 写真6-2 史跡永福寺跡 三堂基壇 写真6-3 史跡永福寺跡 遣水
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡永福寺跡について、発掘調査の成果等を十分に反映した整備を行い、広く一般に公開することによって、学校教育や生涯学習の場となり、鎌倉の歴史を認識する上での重要な拠点施設となることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業の効果等	発掘調査の成果等を反映した整備を行い、公開活用を開始した。工事中は説明会や部分的な公開を行い、整備後も地元と協力し、夜間開放を行う等近隣の理解を得ながら広く一般公開を進めている。復原整備により、中世の地域の歴史・文化を実体験できる場を設けることができた。今後も鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館等と連携し、円滑な運営管理を進めていく。

事業番号 1 - 3

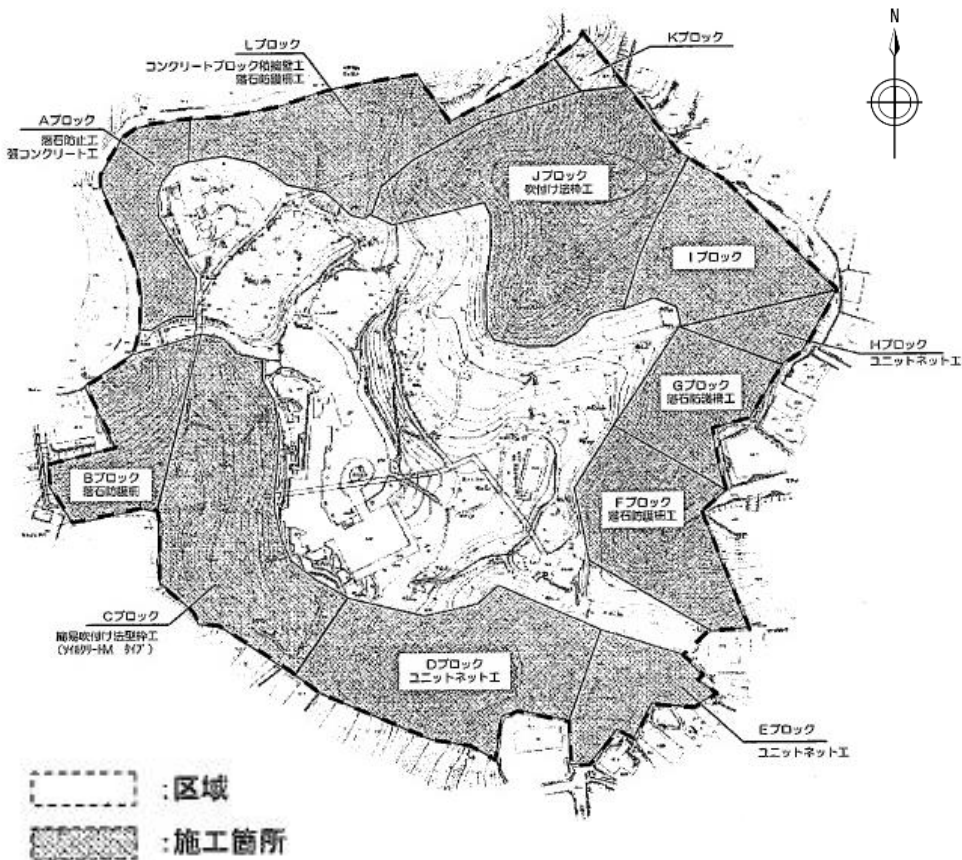
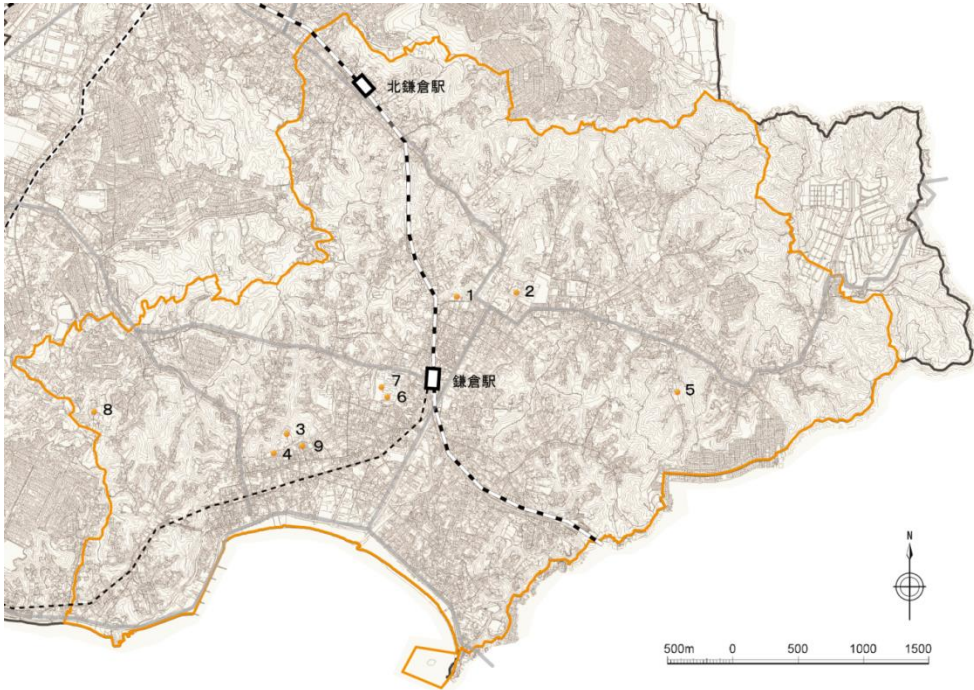
事業名	扇湖山荘庭園防災工事事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業、街なみ環境整備事業
事業箇所	鎌倉市鎌倉山一丁目
事業概要	鎌倉山に所在する扇湖山荘の庭園において、斜面地の崩落を防ぐための工事を行う。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に所在する歴史的建造物である扇湖山荘の庭園の防災施設の整備（落石防護柵工事、ユニットネット工事、吹付け法特工事等）を行うことによって、優れた自然的景観や鎌倉の歴史を認識する上での重要な施設の保全が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

図6-4 扇湖山荘施工箇所図

事業番号 1 - 4 (重点化事業)

事業名	歴史的風致形成建造物保存整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業、 街なみ環境整備事業
事業箇所	重点区域
事業概要	重点区域内に点在している歴史的風致形成建造物候補について、歴史的風致形成建造物に指定し、その保存活用を図るために必要な耐震調査や改修設計、内装の修理や外観の修繕を含めた工事等を行う。併せて、歴史的建造物の由来などを表示した案内板等を設置する。  図6-5 歴史的風致形成建造物候補位置図 1. 旧川喜多邸別邸(旧和辻邸) 2. 鎌倉国宝館★(平成 30 年 9 月 28 日指定・第 2 号) 3. 鎌倉文学館(旧前田家別邸)★(令和 2 年 3 月 10 日指定・第 3 号) 4. 旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館) 5. 旧華頂宮邸★(平成 3 年 2 月 22 日指定・第 4 号) 6. 御成小学校旧講堂★(平成 29 年 3 月 29 日指定・第 1 号) 7. 旧鎌倉図書館 8. 扇湖山荘 9. 吉屋信子記念館 ※★印は歴史的風致形成建造物(歴史まちづくり法第 16 条)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する歴史的建造物について、内装の修理や外観の修繕等を行うことで、良好なまち並み景観の形成や鎌倉の歴史の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設にもなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業

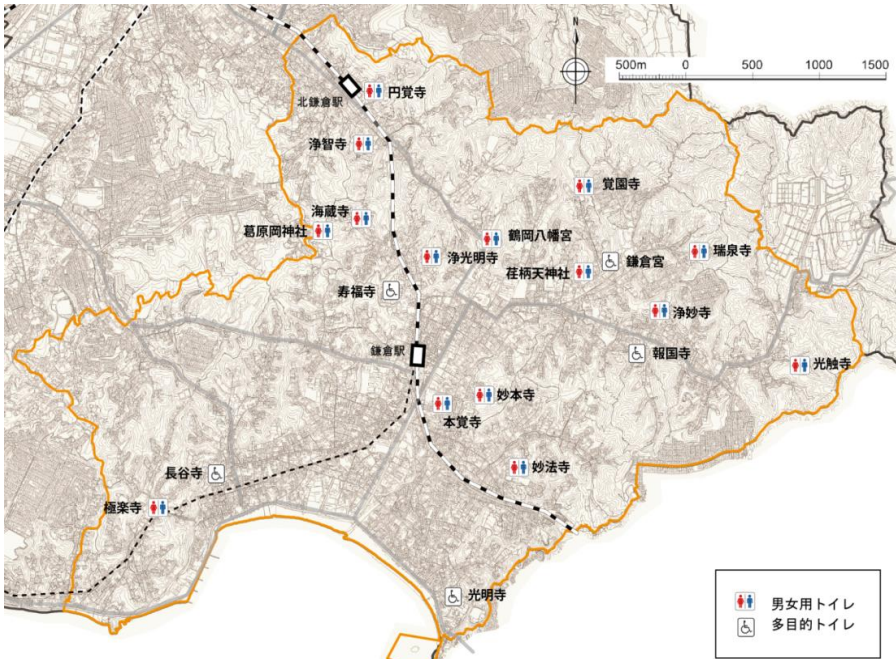
事業番号 2 - 1

事業名	人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり（交通需要マネジメント）事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 13 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業、神奈川県支援事業
事業箇所	重点区域
事業概要	休日を中心とした交通渋滞の緩和を図るため、交通需要マネジメント（TDM=Transportation Demand Management）施策を実施する。  ※大船駅周辺でも1箇所のパークアンドライド駐車場を運用 図6-6 パークアンドライド駐車場位置図  写真6-4 歩行者尊重道路  図6-7 鎌倉フリー環境手形
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	パークアンドライド、パークアンドバスライド、鎌倉フリー環境手形（公共交通フリー乗車券）等の自動車から公共交通への転換施策を交通事業者と協働で実施するとともに、ロードプライシングを実施することによって、鎌倉地域における休日を中心とした交通渋滞の緩和が図られ、併せて歩行者尊重道路における安全対策を実施することにより市街地における良好な景観形成や歩行環境の改善につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 2

事業名	北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 29 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市山ノ内 5
事業概要	JR 北鎌倉駅に近接する第三鎌倉道踏切から建長寺前までの県道 21 号沿いの民有地を整備し、快適な歩行空間の確保を図る。 図6-8 事業位置図 写真6-5 整備イメージ(カラー舗装部分) 写真6-6 県道 21 号(山ノ内)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	年間を通じて多くの観光客が訪れる県道 21 号横浜鎌倉線の第三鎌倉道踏切から建長寺前までの約 500m の間は、狭隘な歩道が続き、歩行者の円滑な通行に支障を来していることから、歩道に接する民有地を整備し、歩行空間を確保することで、周遊観光の利便性の向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 3

事業名	社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 39 年度～令和 7 年度
支援事業名	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金（平成 28 年度～30 年度整備事業） 市単独事業（令和元年度）、街なみ環境整備事業（令和 4 年度～令和 7 年度）
事業箇所	重点区域
事業概要	老朽化の進んでいる社寺境内等の公衆トイレについて、ユニバーサルデザイン化と機能改善を図るための改修・整備を行う。  図6-9 既設トイレ位置図  写真6-7 施工例(改修前)  写真6-8 施工例(改修後)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鎌倉の歴史的風致の基盤となる社寺に設置された公衆トイレについて、外観修景及びバリアフリー化に関する工事を実施することにより、良好な市街地景観の形成及び周遊観光の利便性向上に資することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

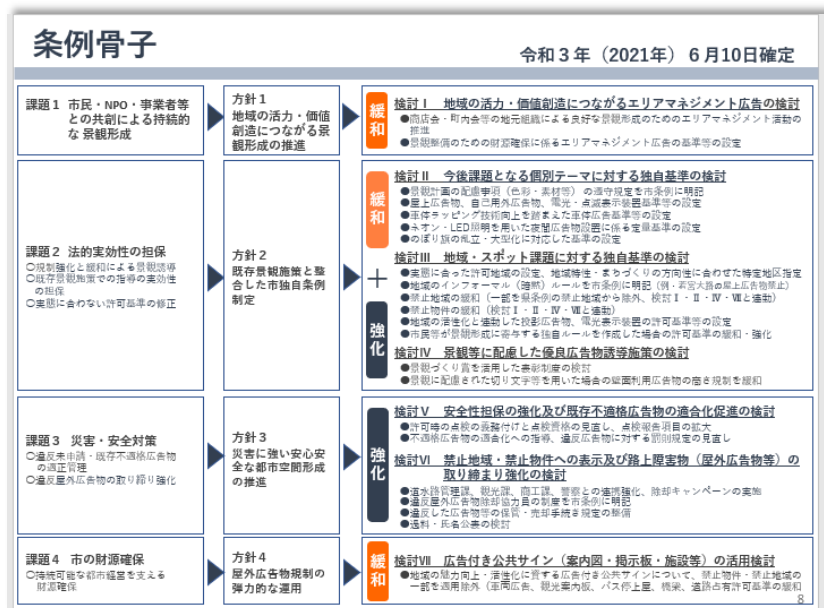
事業番号 2 - 4

事業名	歴史的遺産をつなぐ散策路等整備（歩行環境改善）事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業、街なみ環境整備事業
事業箇所	重点区域
事業概要	歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指し、年間を通じ多くの観光客が訪れる区域において、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備に取り組む。このことにより、回遊性を確保し、地域の一体化を高めるとともに、歩く観光を推奨し、観光客の誘導・歩行者通行量の分散を図り、鉄道や歩道、特定のエリア等の混雑軽減に努める。       図6-10 歴史的遺産を結ぶ散策ルート等のイメージ 写真6-9 美装化予定の荏柄天神参道 写真6-10 道程を示す案内板など
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域に展開する歴史的遺産をつなぐ散策ルート等を設定し、整備することで、歴史的遺産等の一体的運用を図り、全体で地域の魅力の向上を図る。また、多くの歩行者で混雑する道路と並走する市道や観光スポット周辺の市道を整備し、歩行者を誘導・分散させることで、歩道の混雑が緩和され、周遊観光に係る安全性や利便性が向上することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 5

事業名	若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和元年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
事業箇所	若宮大路・小町通り
事業概要	鎌倉景観地区では、建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度を定めているが、形態意匠の制限については明確な基準がない。このため、若宮大路と小町通りでは、指針となる景観形成ガイドラインの策定を行い、都市景観条例に基づく景観配慮協議や景観法に基づく認定申請手続を通じて、行政、地元、設計者が一体となって景観を作っていくための地域の「作法」として、その活用を図る。
	図6-11 若宮大路景観形成ガイドライン
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鶴岡八幡宮の参道・商店街として、地域の顔となる若宮大路、小町通りにおいて、古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

図 6-13 鎌倉市屋外広告物条例(案)概要



(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業

事業番号 3 - 1

事業名	樹林維持管理事業		
事業主体	鎌倉市		
事業期間	昭和 63 年度～令和 7 年度		
支援事業名	市単独事業		
事業箇所	(市域全域)		
事業概要	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等の良好な環境を守るため、該当地域を 6 分割し、毎年 1 地区 (今後は毎年 2 地区の予定) を対象として、所有者に代わり樹木の枝払い等を実施する。		
	表6-1 対象地域		
	1	八幡宮地区	歴史的風土保存区域
	2	山ノ内・今泉地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、
	3	浄明寺・十二所地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、
	4	大町・材木座地区	歴史的風土保存区域
	5	長谷・極楽寺地区	歴史的風土保存区域、緑地保全推進地区
	6	佐助・御成地区	歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	【実施内容】		
	① 自然林 山際の樹木が家屋に直接触れている部分及び家屋を被っている部分の枝払い、家屋や通行上で直接被害を受ける、又は危険を感じるとされる倒木や枯損木の伐採 ② 人工林 人工的に植栽された樹木で、ある程度のまとまりがある箇所の間伐や枝打ち等（自然林に係る事業を実施した後の予算の範囲内で実施）		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区における樹林地を適切に管理することにより、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業番号 3 - 2

事業名	緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業																																																																																																																																																																																																
事業主体	鎌倉市																																																																																																																																																																																																
事業期間	昭和 56 年度～令和 7 年度																																																																																																																																																																																																
支援事業名	市単独事業																																																																																																																																																																																																
事業箇所	(市域全域)																																																																																																																																																																																																
事業概要	市が所有する緑地において、傾斜木や枯損木などの危険木、隣接地への越境樹木がある場合、事前の伐採等を行う。 また、市が所有する緑地のうち、計画的な緑地の維持管理が必要な約 61 か所について、鎌倉市緑地維持管理計画（平成 30 年度策定）に基づき、施設の補修、更新や樹木の制定、伐採等を行う。  危険木等の伐採の様子  越境樹木等の伐採施工後 写真6-11 緑地維持管理事業等の状況 <table><tr><th>緑地番号</th><th>緑地名</th><th>地域</th><th>緑地番号</th><th>緑地名</th><th>地域</th></tr><tr><td>3</td><td>津1号緑地</td><td>腰越地域</td><td>70</td><td>(仮称)胡桃が谷緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>9</td><td>(仮称)梶原1号緑地</td><td>深沢地域</td><td>72</td><td>(仮称)岡本戸部緑地</td><td>玉縄地域</td></tr><tr><td>10</td><td>(仮称)梶原2号緑地</td><td>深沢地域</td><td>73</td><td>(仮称)扇が谷1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>11</td><td>(仮称)梶原3号緑地</td><td>深沢地域</td><td>74</td><td>(仮称)扇が谷2号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>15</td><td>(仮称)常盤緑地</td><td>深沢地域</td><td>75</td><td>(仮称)扇が谷3号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>17</td><td>(仮称)今泉1号緑地</td><td>大船地域</td><td>76</td><td>(仮称)佐助1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>18</td><td>(仮称)今泉2号緑地</td><td>大船地域</td><td>77</td><td>(仮称)佐助2号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>20</td><td>(仮称)今泉4号緑地</td><td>大船地域</td><td>82</td><td>(仮称)今泉8号緑地</td><td>大船地域</td></tr><tr><td>21</td><td>(仮称)今泉5号緑地</td><td>大船地域</td><td>83</td><td>(仮称)十二所1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>22</td><td>(仮称)今泉6号緑地</td><td>大船地域</td><td>84</td><td>(仮称)観音山黙仙寺緑地</td><td>玉縄地域</td></tr><tr><td>24</td><td>(仮称)七里が浜1号緑地</td><td>腰越地域</td><td>86</td><td>(仮称)稲村が崎3号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>25</td><td>(仮称)津西1号緑地</td><td>腰越地域</td><td>87</td><td>(仮称)扇が谷4号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>26</td><td>(仮称)笛田1号緑地</td><td>深沢地域</td><td>88</td><td>(仮称)植木3号緑地</td><td>玉縄地域</td></tr><tr><td>27</td><td>(仮称)山崎1号緑地</td><td>深沢地域</td><td>91</td><td>(仮称)岡本内耕地緑地</td><td>玉縄地域</td></tr><tr><td>29</td><td>(仮称)植木1号緑地</td><td>玉縄地域</td><td>92</td><td>(仮称)等覚寺東光寺緑地</td><td>深沢地域</td></tr><tr><td>33</td><td>(仮称)梶原6号緑地</td><td>深沢地域</td><td>99</td><td>(仮称)手広1-3号緑地</td><td>深沢地域</td></tr><tr><td>35</td><td>(仮称)浄明寺緑地</td><td>鎌倉地域</td><td>100</td><td>(仮称)手広谷際緑地</td><td>深沢地域</td></tr><tr><td>38</td><td>(仮称)津西2号緑地</td><td>腰越地域</td><td>101</td><td>(仮称)二階堂4号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>39</td><td>(仮称)梶原7号緑地</td><td>深沢地域</td><td>103</td><td>雪ノ下1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>40</td><td>(仮称)高野1号緑地</td><td>大船地域</td><td>105</td><td>(仮称)長谷1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>44</td><td>(仮称)腰越2号緑地</td><td>腰越地域</td><td>106</td><td>(仮称)高野4号緑地</td><td>大船地域</td></tr><tr><td>50</td><td>(仮称)常盤山緑地</td><td>深沢地域</td><td>115</td><td>(仮称)材木座1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>56</td><td>(仮称)稲村が崎1-1号緑地</td><td>鎌倉地域</td><td>117</td><td>(仮称)津西3号緑地</td><td>腰越地域</td></tr><tr><td>58</td><td>(仮称)稲村が崎2号緑地</td><td>鎌倉地域</td><td>118</td><td>(仮称)今泉9号</td><td>大船地域</td></tr><tr><td>60</td><td>(仮称)鎌倉山2号緑地</td><td>深沢地域</td><td>120</td><td>(仮称)玉縄城址緑地</td><td>玉縄地域</td></tr><tr><td>61</td><td>(仮称)笹目1号緑地</td><td>鎌倉地域</td><td>121</td><td>(仮称)鎌倉山3号緑地</td><td>深沢地域</td></tr><tr><td>62</td><td>(仮称)天神山緑地</td><td>深沢地域</td><td>122</td><td>(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区</td><td>深沢地域</td></tr><tr><td>63</td><td>(仮称)手広峯緑地</td><td>深沢地域</td><td>124</td><td>(仮称)岩瀬3号緑地</td><td>大船地域</td></tr><tr><td>64</td><td>(仮称)山ノ内明月谷緑地</td><td>大船地域</td><td>125</td><td>(仮称)長谷3号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr><tr><td>68</td><td>(仮称)笛田三反所緑地</td><td>深沢地域</td><td>126</td><td>(仮称)寺分4号緑地</td><td>深沢地域</td></tr><tr><td>69</td><td>(仮称)釈迦堂緑地</td><td>鎌倉地域</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 表 6-2 維持管理の優先順位の高い 61 緑地一覧	緑地番号	緑地名	地域	緑地番号	緑地名	地域	3	津1号緑地	腰越地域	70	(仮称)胡桃が谷緑地	鎌倉地域	9	(仮称)梶原1号緑地	深沢地域	72	(仮称)岡本戸部緑地	玉縄地域	10	(仮称)梶原2号緑地	深沢地域	73	(仮称)扇が谷1号緑地	鎌倉地域	11	(仮称)梶原3号緑地	深沢地域	74	(仮称)扇が谷2号緑地	鎌倉地域	15	(仮称)常盤緑地	深沢地域	75	(仮称)扇が谷3号緑地	鎌倉地域	17	(仮称)今泉1号緑地	大船地域	76	(仮称)佐助1号緑地	鎌倉地域	18	(仮称)今泉2号緑地	大船地域	77	(仮称)佐助2号緑地	鎌倉地域	20	(仮称)今泉4号緑地	大船地域	82	(仮称)今泉8号緑地	大船地域	21	(仮称)今泉5号緑地	大船地域	83	(仮称)十二所1号緑地	鎌倉地域	22	(仮称)今泉6号緑地	大船地域	84	(仮称)観音山黙仙寺緑地	玉縄地域	24	(仮称)七里が浜1号緑地	腰越地域	86	(仮称)稲村が崎3号緑地	鎌倉地域	25	(仮称)津西1号緑地	腰越地域	87	(仮称)扇が谷4号緑地	鎌倉地域	26	(仮称)笛田1号緑地	深沢地域	88	(仮称)植木3号緑地	玉縄地域	27	(仮称)山崎1号緑地	深沢地域	91	(仮称)岡本内耕地緑地	玉縄地域	29	(仮称)植木1号緑地	玉縄地域	92	(仮称)等覚寺東光寺緑地	深沢地域	33	(仮称)梶原6号緑地	深沢地域	99	(仮称)手広1-3号緑地	深沢地域	35	(仮称)浄明寺緑地	鎌倉地域	100	(仮称)手広谷際緑地	深沢地域	38	(仮称)津西2号緑地	腰越地域	101	(仮称)二階堂4号緑地	鎌倉地域	39	(仮称)梶原7号緑地	深沢地域	103	雪ノ下1号緑地	鎌倉地域	40	(仮称)高野1号緑地	大船地域	105	(仮称)長谷1号緑地	鎌倉地域	44	(仮称)腰越2号緑地	腰越地域	106	(仮称)高野4号緑地	大船地域	50	(仮称)常盤山緑地	深沢地域	115	(仮称)材木座1号緑地	鎌倉地域	56	(仮称)稲村が崎1-1号緑地	鎌倉地域	117	(仮称)津西3号緑地	腰越地域	58	(仮称)稲村が崎2号緑地	鎌倉地域	118	(仮称)今泉9号	大船地域	60	(仮称)鎌倉山2号緑地	深沢地域	120	(仮称)玉縄城址緑地	玉縄地域	61	(仮称)笹目1号緑地	鎌倉地域	121	(仮称)鎌倉山3号緑地	深沢地域	62	(仮称)天神山緑地	深沢地域	122	(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区	深沢地域	63	(仮称)手広峯緑地	深沢地域	124	(仮称)岩瀬3号緑地	大船地域	64	(仮称)山ノ内明月谷緑地	大船地域	125	(仮称)長谷3号緑地	鎌倉地域	68	(仮称)笛田三反所緑地	深沢地域	126	(仮称)寺分4号緑地	深沢地域	69	(仮称)釈迦堂緑地	鎌倉地域			
緑地番号	緑地名	地域	緑地番号	緑地名	地域																																																																																																																																																																																												
3	津1号緑地	腰越地域	70	(仮称)胡桃が谷緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
9	(仮称)梶原1号緑地	深沢地域	72	(仮称)岡本戸部緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																												
10	(仮称)梶原2号緑地	深沢地域	73	(仮称)扇が谷1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
11	(仮称)梶原3号緑地	深沢地域	74	(仮称)扇が谷2号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
15	(仮称)常盤緑地	深沢地域	75	(仮称)扇が谷3号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
17	(仮称)今泉1号緑地	大船地域	76	(仮称)佐助1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
18	(仮称)今泉2号緑地	大船地域	77	(仮称)佐助2号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
20	(仮称)今泉4号緑地	大船地域	82	(仮称)今泉8号緑地	大船地域																																																																																																																																																																																												
21	(仮称)今泉5号緑地	大船地域	83	(仮称)十二所1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
22	(仮称)今泉6号緑地	大船地域	84	(仮称)観音山黙仙寺緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																												
24	(仮称)七里が浜1号緑地	腰越地域	86	(仮称)稲村が崎3号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
25	(仮称)津西1号緑地	腰越地域	87	(仮称)扇が谷4号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
26	(仮称)笛田1号緑地	深沢地域	88	(仮称)植木3号緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																												
27	(仮称)山崎1号緑地	深沢地域	91	(仮称)岡本内耕地緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																												
29	(仮称)植木1号緑地	玉縄地域	92	(仮称)等覚寺東光寺緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																												
33	(仮称)梶原6号緑地	深沢地域	99	(仮称)手広1-3号緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																												
35	(仮称)浄明寺緑地	鎌倉地域	100	(仮称)手広谷際緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																												
38	(仮称)津西2号緑地	腰越地域	101	(仮称)二階堂4号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
39	(仮称)梶原7号緑地	深沢地域	103	雪ノ下1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
40	(仮称)高野1号緑地	大船地域	105	(仮称)長谷1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
44	(仮称)腰越2号緑地	腰越地域	106	(仮称)高野4号緑地	大船地域																																																																																																																																																																																												
50	(仮称)常盤山緑地	深沢地域	115	(仮称)材木座1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
56	(仮称)稲村が崎1-1号緑地	鎌倉地域	117	(仮称)津西3号緑地	腰越地域																																																																																																																																																																																												
58	(仮称)稲村が崎2号緑地	鎌倉地域	118	(仮称)今泉9号	大船地域																																																																																																																																																																																												
60	(仮称)鎌倉山2号緑地	深沢地域	120	(仮称)玉縄城址緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																												
61	(仮称)笹目1号緑地	鎌倉地域	121	(仮称)鎌倉山3号緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																												
62	(仮称)天神山緑地	深沢地域	122	(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区	深沢地域																																																																																																																																																																																												
63	(仮称)手広峯緑地	深沢地域	124	(仮称)岩瀬3号緑地	大船地域																																																																																																																																																																																												
64	(仮称)山ノ内明月谷緑地	大船地域	125	(仮称)長谷3号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																												
68	(仮称)笛田三反所緑地	深沢地域	126	(仮称)寺分4号緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																												
69	(仮称)釈迦堂緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																															
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市街地に広がる市所有の緑地を計画的かつ適切に管理することにより、緑と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																																																																																																																																																																

事業番号 3 - 3

事業名	緑地保全事業																																																				
事業主体	鎌倉市																																																				
事業期間	昭和 47 年度～令和 7 年度																																																				
支援事業名	市単独事業																																																				
事業箇所	(市域全域)																																																				
事業概要	美観上優れた樹木、樹林、生け垣を指定し、所有者に対し、適切な管理に係る奨励金を交付する。また、市街化区域に所在する緑地の保全を図るため、土地所有者と緑地保全契約を締結し、奨励金を交付する。加えて、緑地の所有者が行う維持管理作業について、助成金を交付する。 令和2年度 指定／契約状況及び奨励金交付状況 ・保存樹木(1本または1株につき年額1,800円) ・保存樹林(100平方メートルにつき年額530円) ・保存生け垣(片側の面積10平方メートルにつき年額860円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和2年度末指定状況</th><th colspan="3">令和2年度末奨励金支出状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>本数・面積</th><th>件数</th><th>本数・面積</th><th>奨励金の金額</th></tr><tr><td>樹 木</td><td>65件</td><td>325本</td><td>57件</td><td>297本</td><td>534,600円</td></tr><tr><td>樹 林</td><td>180件</td><td>2,374,464.24㎡</td><td>154件</td><td>2,177,867.52㎡</td><td>11,499,410円</td></tr><tr><td>生け垣</td><td>105件</td><td>9,152.44㎡</td><td>91件</td><td>8,193.76㎡</td><td>676,820円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>302件</td><td>-</td><td>264件</td><td>-</td><td>12,710,830円</td></tr></table> ※奨励金を辞退された方等を含むため、指定状況とは異なります。 ※樹木、樹林、生け垣を重複して指定している方がいるため、件数の合計は各項目の合計と一致しません。 ・緑地保全契約 (固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に相当する額並びに現状維持に対する手当ての助成金として1平方メートル当たり13円を乗じて得た額の合計額) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和2年度末契約状況</th><th colspan="3">令和2年度末奨励金支出状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>面積</th><th>件数</th><th>面積</th><th>奨励金の金額</th></tr><tr><td>緑地保全契約</td><td>117件</td><td>517,503.38㎡</td><td>115件</td><td>514,628.38㎡</td><td>8,015,720円</td></tr></table> ※奨励金を辞退された方等を含むため、契約状況とは異なります。 ※年度内に契約変更等があったため、契約状況とは異なります。	項目	令和2年度末指定状況		令和2年度末奨励金支出状況			件数	本数・面積	件数	本数・面積	奨励金の金額	樹 木	65件	325本	57件	297本	534,600円	樹 林	180件	2,374,464.24㎡	154件	2,177,867.52㎡	11,499,410円	生け垣	105件	9,152.44㎡	91件	8,193.76㎡	676,820円	合 計	302件	-	264件	-	12,710,830円	項目	令和2年度末契約状況		令和2年度末奨励金支出状況			件数	面積	件数	面積	奨励金の金額	緑地保全契約	117件	517,503.38㎡	115件	514,628.38㎡	8,015,720円
項目	令和2年度末指定状況		令和2年度末奨励金支出状況																																																		
	件数	本数・面積	件数	本数・面積	奨励金の金額																																																
樹 木	65件	325本	57件	297本	534,600円																																																
樹 林	180件	2,374,464.24㎡	154件	2,177,867.52㎡	11,499,410円																																																
生け垣	105件	9,152.44㎡	91件	8,193.76㎡	676,820円																																																
合 計	302件	-	264件	-	12,710,830円																																																
項目	令和2年度末契約状況		令和2年度末奨励金支出状況																																																		
	件数	面積	件数	面積	奨励金の金額																																																
緑地保全契約	117件	517,503.38㎡	115件	514,628.38㎡	8,015,720円																																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市街地に広がる民有緑地等を適切に管理することにより、緑と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																				



写真6-12 風致地区に位置する保存生け垣

事業番号 3 - 4

事業名	鎌倉風致保存会助成事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 58 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市雪ノ下 外
事業概要	歴史的風致の維持向上に深く関わっている鎌倉風致保存会の運営に対し補助金を交付する。  図6-14 鎌倉風致保存会の主な活動の場所 鎌倉風致保存会の活動の様子  写真6-13 中学生に対する啓発活動 写真6-14 下草刈り
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡や社寺後背の緑地等で下草刈り等の「みどりのボランティア」や緑地保全の啓発に取り組んでいる鎌倉風致保存会の運営に対し補助金を交付することによって、歴史的風致の重要な要素である山稜部の保全活動の支援につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 3 - 5

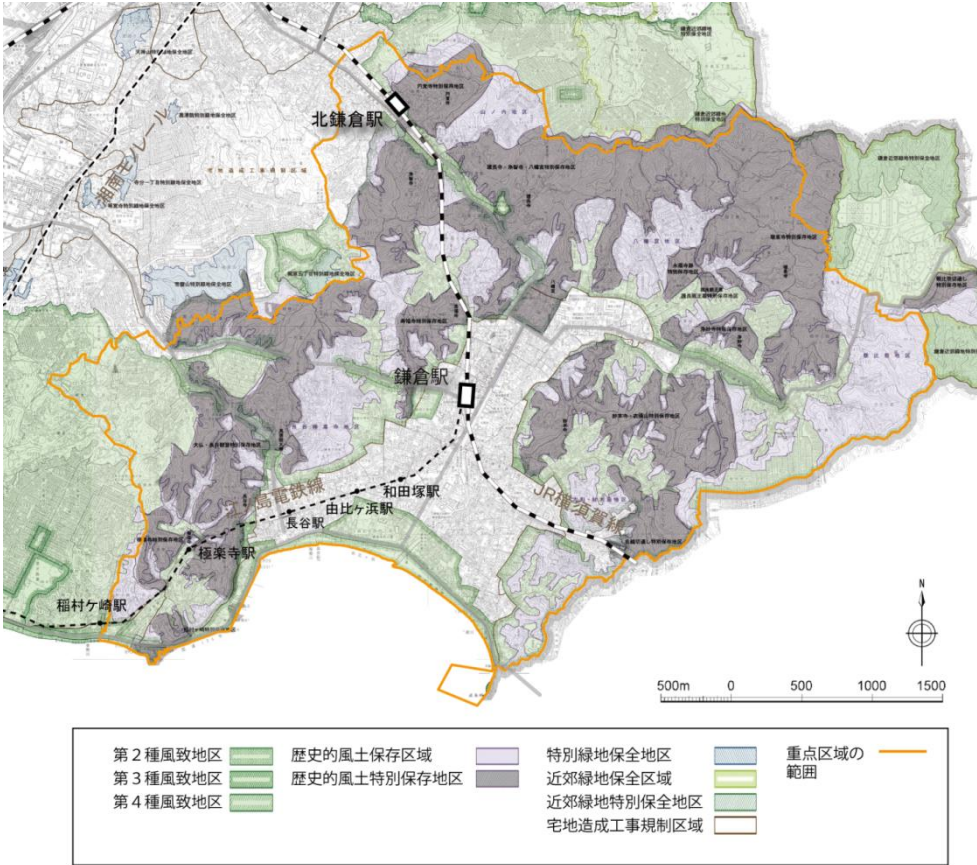
事業名	歴史的風土特別保存地区買入れ事業
事業主体	神奈川県
事業期間	昭和 42 年度～令和 7 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（古都保存・緑地保全等事業）
事業箇所	重点区域内
事業概要	歴史的風土特別保存地区内において、土地所有者が建築物その他の工作物の新築等の行為の許可を受けることができず、土地利用に著しい支障をきたすため、土地所有者から土地を買入れるべき旨の申出があった場合、買入れを行う。  第2種風致地区 歴史的風土保存区域 特別緑地保全地区 重点区域の範囲 第3種風致地区 歴史的風土特別保存地区 近郊緑地保全区域 第4種風致地区 近郊緑地特別保全地区 宅地造成工事規制区域
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風土特別保存地区における行為の制限及び土地の買入れ（公有地化）を図り、適切な管理を行うことによって、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

図6-15 対象範囲

事業番号 3 - 6 (事業完了)

事業名	古都保存法施行 50 周年記念事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)
事業概要	昭和 41 年に古都保存法が制定・施行され、平成 28 年に 50 周年を迎えることから、シンポジウム等の記念イベントを実施する。 50 周年記念事業の様子 写真6-15 里山フェスタ(1) 写真6-16 里山フェスタ(2) 図6-16 記念誌の作成と配布
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風土の大切さを多くの方々とともに考え共有することで、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観を、次世代へ継承する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業の効果等	平成 28 年（2016 年）には、古都保存法施行 50 周年を記念し、里山フェスタでの啓発、記念誌の作成と配布を行い、多くの人と歴史的風土の大切さや考えの共有を行った。今後も市民の理解と協力のもと、自然的環境と歴史的建造物等が一体となった歴史的風土の保存の取組を継続していく。

(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業

事業番号 4 - 1 (事業完了)

事業名	(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
支援事業名	市単独事業（平成 25 年度～平成 26 年度・平成 28 年度） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金（平成 27 年度）
事業箇所	鎌倉市扇ガ谷一丁目
事業概要	歴史的風致の維持向上に係る啓発活動の拠点施設として、(仮称) 鎌倉歴史文化交流センターを整備する。 写真6-17 整備後建物外観(正面) 写真6-18 建物外観(谷戸の風景)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	英国の建築家であるノーマン・フォスター氏の設計による当該建物は、この地の歴史的背景や周囲の空間に調和するようデザインされたものであり、鎌倉の歴史的風致の維持向上に関する啓発活動が行われる拠点施設であるとともに、緑豊かな自然環境と歴史的遺産とが共存した鎌倉独自の風情や趣を感じることができることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業の効果等	建物のリノベーションにより、歴史文化のガイダンス施設としての整備が完了したことで、これまで本市にはなかった通史展示や出土品の展示、イベント等を行い、鎌倉の歴史文化を学び、体験できる場ができた。今後とも鎌倉国宝館等と連携を図ることで、鎌倉の歴史的遺産に対する市民等の理解を深めていく。

図6-17 事業位置図

事業番号 4 - 2

事業名	発掘調査速報展事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 25 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉生涯学習センター 外
事業概要	前年度に市内で行われた発掘調査について、出土した遺物や調査中の写真などの展示を行うとともに、併せて遺跡調査研究発表会を行う。また、「鎌倉の埋蔵文化財」として調査の概要を冊子にまとめ、無償配布する。 写真6-19 発掘調査速報展 図6-18 鎌倉の埋蔵文化財 写真6-20 遺跡調査研究発表会
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	身近な場所での発掘調査成果や、発掘された遺物などについて市民等が触れる機会を設けることで、鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 3

事業	出土遺物庁舎内展示事業
	鎌倉市
事業期間	平成 27 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市御成町 外
事業概要	市内の発掘調査において出土した遺物を市庁舎内に展示する。
	 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内で出土した遺物に身近に触れられる機会を提供することで、鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 4 (重点化事業)

事業名	史跡環境整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 37 年度～令和 7 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	（市域全域）
事業概要	市内に点在する国指定の史跡について適切な保存管理と公開活用を行うため、防災工事、危険木の伐採、歩行路の確保、史跡説明板等の設置などを行う。 実施例 史跡仮粧坂説明板の整備  写真6-23 史跡説明板整備(施工前)  写真6-24 史跡説明板整備(施工後)  写真6-25 史跡大町釈迦堂口 遺跡の崩落対策及び公開活用 に向けた整備(施工前)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡の保存を目的とした整備や来訪者が史跡内を安全で快適に散策できるような整備を行うことで、鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 5

事業名	文化財保存・修理助成事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 36 年度～令和 7 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	（市域全域）
事業概要	国・県・市の指定を受けている文化財（建造物）のうち、修理が必要なものについて修理費用の助成を行う。 実施例(左：英勝寺、右：円覚寺舍利殿)  写真6-26 修理中の屋根  写真6-27 修理後の屋根  写真6-28 国指定重要文化財光明寺本堂の修理(施工中・外観)  写真6-29 国指定重要文化財光明寺本堂の修理(施工中・内観)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致の要素となる文化財（建造物）について、所有者が適切な保存修理を行うための費用を助成することによって、歴史的建造物の保全及び社寺を核とした市街地の良好な景観形成につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 6

事業名	文化財調査・整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 47 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業（昭和 47 年度～令和 7 年度） 国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）（昭和 59 年度～令和 7 年度）
事業箇所	（市域全域）
事業概要	市指定文化財の管理者に対して文化財の適正な管理に係る奨励金を交付する。また、発掘調査の実施や埋蔵文化財の記録保存を行う。  しょうぞくいん 写真6-30 円覚寺正統院 開山堂  しょうかんのん 写真6-31 浄智寺 聖観音  写真6-32 発掘調査の様子
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市指定文化財の管理者が行う文化財の適正な管理に対して奨励金を交付することや発掘調査の実施、埋蔵文化財の記録保存等を行うことで貴重な文化財の保存活用が図られ、鎌倉の歴史や文化を後世に伝えることに繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 7

事業名	観光案内板等整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 39 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業、 街なみ環境整備事業
事業箇所	(市域全域)
事業概要	歴史的遺産の周辺等来訪者の多い場所において、歴史的遺産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を実施する。 また、観光客の集中や混雑に対応するため、携帯端末等を活用した市内の主要な観光・文化施設等の混雑状況等の提供システムの構築と運用を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鎌倉の歴史的風致の基盤となる社寺の由来に関する説明や観光ルートを案内する看板を設置すること等によって鎌倉の歴史や文化財等に関する理解が深まるとともに、観光客の来訪時間や地域の分散化が図られ、それらを巡る周遊観光の利便性向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。



写真6-33 観光ルートの案内看板



写真6-34 歴史的遺産等の説明看板



写真6-35 観光資源等の案内看板

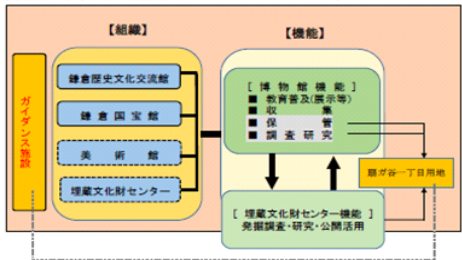
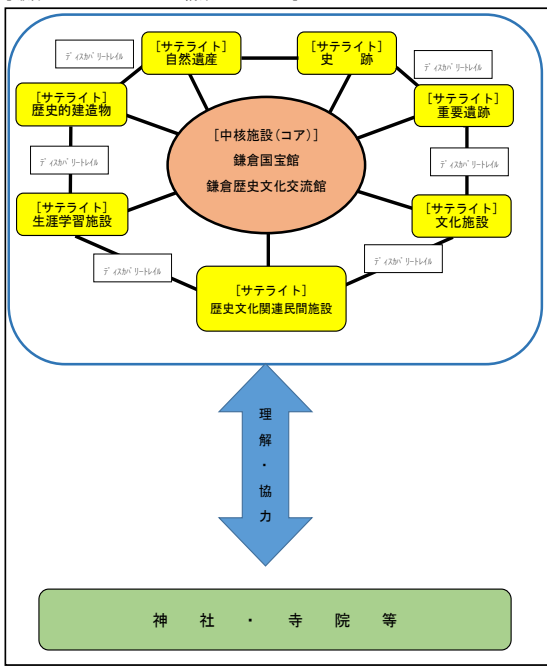


図6-19 混雑マップイメージ

事業番号 4 - 8

事業名	博物館等運営事業・市内歴史・文化施設の連携事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和3年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)
事業概要	鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の連携による運営を強化し、市内に多く在る文化財を効果的に公開・活用する。また、市内の県・市・民間の歴史・文化施設との連携に取り組む。 写真6-36 鎌倉国宝館における文化財の公開 写真6-37 鎌倉歴史文化交流館における文化財の公開
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内の歴史・文化施設の連携強化により、鎌倉の歴史文化に触れ、体験する場の充実が図られ、多くの人が鎌倉の歴史的遺産等と共生するまちの魅力が感じられ、歴史的風致の維持向上に関する啓発が行われることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 9

事業名	鎌倉市にふさわしい博物館事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和3年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)
事業概要	令和2年(2020年)6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を基に、同基本計画等策定と事業の推進を図る。鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の「エコミュージアムの構築」の考え方は、歴史まちづくりの推進にとっても有用であり、歴史的風致維持向上計画との関係性等について検討を行っていく。  図6-20 エコミュージアムのコアの考え方  図6-21 鎌倉のエコミュージアムの構築のイメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の考え方にある、文化財の保存機能を備えた収蔵庫の設置等は、鎌倉の文化財を研究し、保存活用するコア施設の一つとなる。また、「エコミュージアムの構築」は地域の魅力を高め、歴史まちづくりの実現に資するものとなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業

事業番号 5 - 1 (事業完了)

事業名	鎌倉彫振興事業所整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 27 年度～平成 29 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市由比ガ浜三丁目
事業概要	伝統的工芸品である鎌倉彫の保護・育成を図るため、活動拠点となる施設のバリアフリー工事化や耐震改修工事等を実施する。   図6-22 事業位置図 写真6-38 建物の様子(正面入口)  写真6-39 建物の様子(整備後内観)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	利用者の利便性向上に向け、建物のバリアフリー工事や耐震工事等を実施することにより、伝統的工芸品である鎌倉彫の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知する拠点施設としての機能が整備され、また、鎌倉彫の製作を体験する場が確保されることにより、後継者の育成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業の効果等	鎌倉彫産業の振興を図るため、鎌倉彫振興事業所「鎌倉彫工芸館」の建物改修を行った。整備後、市内の伝統鎌倉彫事業協同組合などが行った体験教室や小学校の卒業制作等を通じて、鎌倉彫に触れる機会の提供や歴史や魅力の周知が図られている。

事業番号 5 - 2

事業名	郷土芸能普及啓発支援事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 45 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)
事業概要	関係団体との協働により、郷土芸能の普及啓発の場である鎌倉郷土芸能大会を開催する。 郷土芸能大会の様子 写真6-40 会場入口 写真6-41 鎌倉神楽 写真6-42 はやし獅子 写真6-43 祭ばやし
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鎌倉市郷土芸能保存協会との協働のもと、四十余年続いている鎌倉郷土芸能大会を継続的に開催することにより、地域に伝わる伝統芸能の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知することで、後継者の育成にも資することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 5 - 3

事業名	御霊会助成事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 51 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市坂ノ下
事業概要	面掛行列の実施、実施に必要な衣装・用具の保存や維持管理、行事の担い手の育成を図っている御霊会へ補助金を交付する。 写真6-44 面掛行列の様子(1) 写真6-45 面掛行列の様子(2) 図6-23 面掛行列ルート図
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	県指定の無形民俗文化財である面掛行列を実施している御霊会を支援することで、歴史・伝統を活かした地域づくりが推進されるとともに、地域に伝わる伝統行事を後世に伝えることにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 5 - 4

事業名	教育情報事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 57 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)

事業概要
市内の小・中学生の郷土学習の資料として学習資料を作成し、配付する。



図6-24 中学校社会科学習用



図6-25 小学校社会科学習3・4年生用

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
市内の小・中学生向けに社会科学習資料を作成することで、子どもたちが地域の歴史を学び、固有の文化や伝統行事を次世代に継承する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案） 新旧対照表

※下線及び色文字は、今回、計画の変更行う部分を示す。

計画書 ページ	計画の変更(案) (新)	現計画書の内容 (旧)
144	市が所有している景観重要建築物等についても、老朽化に伴う耐震化の問題はもとより、公開活用のためのユニバーサルデザイン化に対応できておらず、来訪者の便益を損ねているものや用途地域における建物用途の規制のため、十分な公開活用ができていないものが存在する。 加えて、法令などによって指定等が行われているものは、市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部であり、それ以外の多くは行政による保護の対象となっておらず、特に民間が所有している建造物は、居住者の高齢化や相続等の問題により修理や補修が進まないものが多々あり、歴史的な建造物の減少に拍車がかかっている。<u>景観重要建築物等に関しては、令和2年度(2020年度)に、それらの保全継承を支援するため、現所有者に保全を前提として、次の所有者を引き合わせる制度を定めており、所有者の協力を得て、適切に運用する必要がある。</u> <u>また、歴史的建造物の多くは、第一種低層住居専用地域にあり、利活用を行おうとしたとき、その建築用途が用途地域に合致しない場合が多い。地元の理解を得ながら利活用を図っている事例もあり、都市計画や特例許可の制度活用等も含めた検討が必要である。</u>	市が所有している景観重要建築物等についても、老朽化に伴う耐震化の問題はもとより、公開活用のためのユニバーサルデザイン化に対応できておらず、来訪者の便益を損ねているものや用途地域における建物用途の規制のため、十分な公開活用ができていないものが存在する。 加えて、法令などによって指定等が行われているものは、市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部であり、それ以外の多くは行政による保護の対象となっておらず、特に民間が所有している建造物は、居住者の高齢化や相続等の問題により修理や補修が進まないものが多々あり、歴史的な建造物の減少に拍車がかかっている。
145	鎌倉の歴史的遺産の多くは、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成しており、自然的環境の適切な維持管理が必要となる。 現在、古都保存法等の法令による指定を受け、一定の土地利用制限がなされている区域の民有樹林については、対象樹林地を複数の地区に区分し、<u>平成29年度(2017年度)からは、各年度2地区ずつ市が順番に枝払い等を行っている。近年の自然災害の多発化により、倒木等が増加していることから、安全・安心を確保するため、民有樹林の適切な管理が必要である。</u> 市有緑地は約100haあるが、<u>開発事業等に伴う寄附や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による都市緑地法改正に基づく近郊緑地特別保全地区の買入れが開始されたことなどから、その面積は年々増加しており、緑地に隣接する住宅等に支障を及ぼす樹木の管理に追われる状況にある。</u> <u>市では、市が保有するインフラの計画的管理の取組の一環として、平成30年度(2018年度)に緑地維持管理計画を策定し、計画に位置付けた市有樹林の部分について、予防保全型管理を目指し、計画的な管理を開始したが、財政的な課題等から計画通り進んでいない。</u>	鎌倉の歴史的遺産の多くは、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成しており、自然的環境の適切な維持管理が必要となる。 現在、古都保存法等の法令による指定を受け、一定の土地利用制限がなされている区域の民有樹林については、対象樹林地を複数の地区に区分し、市が各年度1地区ずつ順番に枝払い等を行っている。 市有緑地約100haについては、開発事業等に伴う寄附や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による都市緑地法改正に基づく近郊緑地特別保全地区の買入れが開始されたことなどから、その面積は年々増加しており、緑地に隣接する住宅等に支障を及ぼす樹木の管理に終始している。
147	<u>ウ SDGsのゴール・ターゲットとの関係</u> <u>平成27年(2015年)9月に国連で採択された17の目標と169のターゲットからなる「SDGsの理念」は、これまで本市が目指してきた持続的な都市経営の方向性と同じくするものであり、第4期基本計画では、「SDGs」により、令和22年(2030年)に本市が目指す方向性を広く共有することとした。</u> <u>第4期基本計画において、歴史的遺産と共生するまちづくりについては、次のとおり、SDGsのゴール・ターゲットと達成に向けた方向性を定め、取組を推進することとしている。</u> <u>SDGsのゴールとターゲット:11.4(住み続けられるまちづくりを)</u> <u>市としての取組の方向性:</u> <u>文化財の保存と活用や歴史的風土の保存などにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を未来へと確実に継承します。</u> <u>※11.4(住み続けられるまちづくり)のアイコンを記載</u>	—

149	これらの歴史的建造物を後世に確実に伝えていくため、積極的な保存活用に取り組んでいく。 歴史的建造物のうち、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づく文化財への<u>指定</u>が行われているものに関しては、引き続き、国・県・市や学識経験者の指導、助言のもと、今後も継続的に適切な保存と維持管理に取り組んでいくとともに、積極的な公開活用を図っていくものとする。また、既に保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。 <u>市の都市景観条例に基づく景観重要建築物等への指定等が行われているものに関しては、景観重要建築物等保全基金を活用した支援助成などにより、適切な保存と維持管理に取り組んでいくとともに、用途地域に合致しない事例に対しては、地元の理解を得ながら、必要に応じ、都市計画や特例許可の制度活用の検討等により、適切な利活用を図るものとする。</u> 指定等を受けていない歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推進し、必要に応じて、文化財、鎌倉市景観重要建築物等、歴史的風致形成建造物への指定等を検討し、修理等への支援を講じることで滅失を防ぐ。また、所有者の高齢化や相続等の問題による<u>歴史的建造物の滅失を防ぐため、現所有者と次の所有者をつなぐ制度の適切な運用を行うとともに</u>、修理等が進まないものについては、所有者の意向を十分尊重した上で、利活用のあり方も踏まえた修理の方策を検討していく。 なお、市が所有する歴史的建造物については、<u>総体的に経年劣化が進んでおり、歴史的風致形成建造物の指定を行い、国補助金等の活用や官民連携による利活用の促進による整備・改修を進めるとともに、必要に応じて耐震診断、耐震工事、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進め、あわせて、敷地内の庭園や防災安全施設、周辺の散策路等の整備などにより散策や周遊がし易い環境を構築することで、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。</u>	これらの歴史的建造物を後世に確実に伝えていくため、積極的な保存活用に取り組んでいく。 歴史的建造物のうち、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づく文化財への指定、市の都市景観条例に基づく景観重要建築物等へ指定等が行われているものに関しては、引き続き、国・県・市や学識経験者の指導、助言のもと、今後も継続的に適切な保存と維持管理に取り組んでいくとともに、積極的な公開活用を図っていくものとする。 指定等を受けていない歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推進し、必要に応じて、文化財、鎌倉市景観重要建築物等、歴史的風致形成建造物への指定等を検討し、修理等への支援を講じることで滅失を防ぐ。また、所有者の高齢化や相続等の問題により、修理等が進まない歴史的建造物については、所有者の意向を十分尊重した上で、利活用のあり方も踏まえた修理の方策を検討していく。 なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて耐震診断、耐震工事、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、周辺の散策路等の整備などにより周遊し易い環境を構築することで、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。
149	市では景観法に基づき、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めている。<u>風致地区においては、8mから15mまでの建築物の高さ制限を定め、第一種低層住居専用地域に隣接し、これらの地域に次いで良好な居住環境の維持向上が求められている第一種中高層住居専用地域を建築物の高さの最高限度が15mに制限される第一種高度地区に指定するなど、全市的に高度地区を指定し、良好な住環境の維持向上を図っている。また、屋外広告物については、市街地景観の重要な要素であり、地域の特性を踏まえた弾力的な運用ができる仕組みとするため、市独自条例の制定・運用を図っていく。</u>引き続きこうした取組を進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、道路の美装化や電線類の地中化、無電柱化などの事業を推進することで、歴史的建造物と周辺環境とが一体となった景観形成に取り組んでいく。 <u>地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備を行うなどにより歴史的遺産のネットワーク化を図り、歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指す。また、観光客の集中や混雑に対応するため、携帯端末等を活用した市内の主要な観光・文化施設等の混雑状況データ等の提供に取り組む。加えて、歩道拡幅や歩道と車道の分離、路地の整備、公衆トイレの整備、案内看板の多言語化などのハード整備を進めるとともに、パークアンドライドや鎌倉フリー環境手形などの既存ソフト事業の推進、ロードプライシングの導入に向けた実証実験の実施等自動車流入量の抑制(交通需要マネジメント)に取り組むことで、市民・観光客を問わず快適な歩行空間の確保や周遊性の向上を図り、人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちの実現を目指す。</u> <u>古都鎌倉の都市軸である若宮大路周辺や小町通り沿道では、景観地区に加え、景観形成ガイドラインの運用等により、より質の高い景観を誘導する。また、鎌倉市屋外広告物条例の制定・運用を進め、まちの活性化と景観形成をバランスのとれた形で推進する。</u>	市では景観法に基づき、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めている。また、法令に基づき建築物の高さ制限のある風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これらの地域に次いで良好な居住環境の維持向上が求められている第一種中高層住居専用地域を建築物の高さの最高限度が15mに制限される高度地区に指定し、良好な住環境の維持向上を図っている。引き続きこうした取組を進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、道路の美装化や電線類の地中化、無電柱化などの事業を推進することで、歴史的建造物と周辺環境とが一体となった景観形成に取り組んでいく。 市民・観光客を問わず快適な歩行空間の確保や周遊性の向上を目指し、歩道拡幅や道路の景観舗装等による歩道と車道の分離、路地整備による歩行者の分散化、公衆トイレの整備などのハード整備を進めるとともに、パークアンドライドや鎌倉フリー環境手形などの既存ソフト事業の推進、ロードプライシングの導入に向けた検討等自動車流入量の抑制を目指す。

150	市では、「緑の基本計画」に「緑地の確保」「緑の質の充実」「緑のネットワークの形成」の3点を重点的に取り組むべき施策(リーディング・プロジェクト)として位置付け、長期的な取組により、<u>広町、台峯</u>、常盤山の三大緑地の保全に道筋をつけるなど、緑の保全や創出に関し大きな成果をあげてきたが、「<u>緑の基本計画</u>」の<u>改定では、近年の自然災害の激甚化を踏まえ、「安全・安心な暮らしのための緑の適切な維持管理」の視点を加え計画を見直すこととしている。</u> 市が所有する緑地等においては、傾斜木や枯損木などの危険木の<u>伐採及び崖地の整備等緑地維持管理計画に基づき、予防保全型管理を目指し、計画的な管理を進めるとともに</u>、かつて人手が加わった地形に<u>生育</u>している自然自生に近い状態にあるものは、一定の管理を行いつつ自然遷移にゆだねるなど、適正な維持管理を図ることとする。 また、民有樹林に関しては、関係法令等により一定の土地利用制限がなされている場合は、<u>樹林維持管理事業の実施により</u>、引き続き市が<u>直接、樹林の維持管理を支援</u>していく。<u>加えて、森林環境譲与税を活用した支援制度の運用を図り、樹林の適切な管理を促進していく。</u>	市では、「緑の基本計画」において、「緑地の確保」「緑の質の充実」「緑のネットワークの形成」の3点を重点的に取り組むべき施策(リーディング・プロジェクト)として位置付けており、長期的な取組により、大峯、広町、常盤山の三大緑地の保全に道筋をつけるなど、緑の保全や創出に関し大きな成果をあげてきた。 今後、市が所有する緑地等においては、傾斜木や枯損木などの危険木及び崖地等の把握に努めるとともに、かつて人手が加わった地形に成立している自然自生に近い状態にあるものは、一定の管理を行いつつ自然遷移にゆだねるなど、適正な維持管理を図ることとする。また、民有樹林に関し、関係法令等により一定の土地利用制限がなされている場合は、引き続き市が樹林の管理を行っていく。
150	歴史的風致の維持向上を図り、後世に伝えるためには、市民や来訪者に鎌倉の歴史的風致と、それを構成する歴史的遺産等について広く周知するとともに、守り伝えることの意義を認識してもらうことが重要である。 市では、扇ガ谷一丁目に取得した土地・建物において、子どもから大人までが鎌倉の歴史的遺産・文化的遺産を学び、体験できる場として「<u>鎌倉歴史文化交流館</u>」(以下「<u>歴史文化交流館</u>」という。)を整備した。<u>(平成29年(2017年)5月開館)</u> <u>今後は、文化財の効果的な公開・活用を図るため、歴史文化交流館と鎌倉国宝館との連携の強化を図るとともに、その他近隣の博物館・文化施設との連携のあり方を検討していく。</u> 埋蔵文化財の公開活用等による鎌倉の文化財や歴史をについての普及啓発を充実させる<u>ため</u>、歴史文化交流館での展示をはじめ、発掘調査速報展のほか、庁舎内展示、発掘調査現地説明会・見学会を継続的に実施する。<u>また、鎌倉の文化財や歴史を体験し、感ずる機会や場を増やすため、専門家の意見を聴きながら、公有地化した史跡の公開活用の検討を進めるとともに、遺跡の部分保存や公開に対する支援、SNSやAR等のデジタル技術を活用した文化財情報の提供など、新たな手法も検討していく。</u> <u>鎌倉市にふさわしい博物館基本構想(令和2年(2020年)6月策定)の考え方に基づき、資料の保存と活用に必要な保存機能を備えた収蔵庫の設置を検討するとともに、同基本構想で掲げる「エコミュージアムの構築(地域全体を1つの博物館としてとらえ、一体的に整備・運用していく考え方)」について、引き続き検討を行い、その実現を目指していく。</u> <u>また、中世以降、現代に至るまで鎌倉には多様な歴史があり、今もなお各時代から引き継がれてきた歴史的建造物において、様々な活動が行われていることについては周知が不十分であることから、歴史文化交流館、鎌倉国宝館等での展示や、これらの施設をコアとした探訪ルートの提案、歴史的建造物の情報提供や現地見学会、イベント等の開催を通し、歴史的建造物の保存継承への支援や参加を促すなど、各時代に関連した歴史的風致の価値や魅力を分かり易く伝える工夫を行う。</u>	歴史的風致の維持向上を図り、後世に伝えるためには、市民や来訪者に鎌倉の歴史的風致と、それを構成する歴史的遺産等について広く周知するとともに、守り伝えることの意義を認識してもらうことが重要である。 市では、扇ガ谷一丁目に取得した土地・建物において、子どもから大人までが鎌倉の歴史的遺産・文化的遺産を学び、体験できる場として「(仮称)鎌倉市歴史文化交流センター(以下「歴史文化交流センター」という。))を整備することとしている。 埋蔵文化財の公開活用等、鎌倉の文化財や歴史についての普及啓発を充実させるにあたっては、歴史文化交流センターでの展示をはじめ、発掘調査速報展のほか、庁舎内展示、発掘調査現地説明会・見学会を継続的に実施するとともに、遺跡の部分保存と公開に対する支援など、新たな手法も検討していく。 中世以降、現代に至るまで鎌倉には多様な歴史があり、今もなお各時代から引き継がれてきた歴史的建造物において、様々な活動が行われていることについては周知が不十分であることから、現在整備中の歴史文化交流センターでの展示や広報紙等の情報媒体を通し、各時代に関連した歴史的風致の価値や魅力を分かり易く伝える工夫を行う。
151	社寺が主体的に実施している祭礼等の伝統行事については、状況に応じて必要な支援を行っていく。また、地域に伝わる郷土芸能については、引き続き鎌倉郷土芸能大会の開催を通じて、その活動を支援するとともに、郷土芸能を披露する場の拡大や<u>外国人の来訪者が増加していることから、チラシ等の英語表記に努め</u>、地域固有の希少性や継承の必要性などをより多くの人々に周知し、後継者の育成につなげていく。 鎌倉彫については、その価値や魅力、伝統的工芸品としての歴史などを発信する場を確保し、広く周知を図るとともに、特に若い世代が鎌倉彫を体験できる機会を設け、後継者を育成する環境づくりに努めていく。	社寺が主体的に実施している祭礼等の伝統行事については、状況に応じて必要な支援を行っていく。また、地域に伝わる郷土芸能については、引き続き鎌倉郷土芸能大会の開催を通じて、その活動を支援するとともに、郷土芸能を披露する場の拡大に努め、地域固有の希少性や継承の必要性などをより多くの人々に周知し、後継者の育成につなげていく。 鎌倉彫については、その価値や魅力、伝統的工芸品としての歴史などを発信する場を確保し、広く周知を図るとともに、特に若い世代が鎌倉彫を体験できる機会を設け、後継者を育成する環境づくりに努めていく。

169	(4) 屋外広告物法との連携 市では「神奈川県屋外広告物条例」を運用し、屋外広告物の規制・誘導を行っている。同条例では、屋外広告物の禁止区域と許可地域を設けており、禁止地域(保安林、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区等)では、広告物の表示等が禁止されている。また、許可地域で広告物を表示する場合には、5種類の許可地域ごとの大きさや高さなどの許可基準による許可が必要である。 加えて、「鎌倉市景観計画」においては、屋外広告物・表示又は掲出物件の設置に関する行為の制限を定め、<u>協議により、周辺と調和した色彩、素材等を誘導している。</u> これらの規制の適切な運用により、鎌倉地域を中心に華美な屋外広告物の掲出が抑制され、古都にふさわしい景観形成の一助となっているが、<u>地域特性を踏まえた制度とするためには市独自条例の制定が必要となる。</u> <u>今後は市独自条例の制定を行い、良好な景観形成とまちの活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に資する景観形成に取り組んでいく。</u>	(4) 屋外広告物法との連携 市では「神奈川県屋外広告物条例」を運用し、屋外広告物の規制・誘導を行っている。同条例では、屋外広告物の禁止区域と許可地域を設けており、禁止地域(保安林、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区等)では、広告物の表示等が禁止されている。また、許可地域で広告物を表示する場合には、5種類の許可地域ごとの大きさや高さなどの許可基準による許可が必要である。 加えて、「鎌倉市景観計画」においては、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為の制限を定め、周辺と調和した色彩、素材等になるものとしている。 これらの規制により、鎌倉地域を中心に華美な屋外広告物の掲出が抑制され、古都にふさわしい景観形成の一助となっていることから、今後も引き続き適切な規制の運用を図り、歴史的風致の維持向上に資する景観形成に取り組んでいく。
175	(2) 重点区域に関する計画 重点区域内においては、<u>大町釈迦堂口遺跡の安全対策工事の早期実施を図る。また、</u>鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺などに所在する国宝及び重要文化財の建造物について「保存活用計画」が策定されており、建造物等の沿革や価値等の整理、保存管理の基本方針が示されていることから、引き続き計画に基づく適切な保存管理を図るものとする。 無形民俗文化財については、鎌倉市郷土芸能保存協会との協働のもと、四十余年続いている鎌倉郷土芸能大会を継続的に開催することにより、地域に伝わる民俗芸能の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知し、後継者の育成や保存継承の支援に努めていく。 史跡・名勝に指定されている社寺境内等については、その殆どにおいて「保存管理計画」が策定されていることから、建造物の保存活用計画との整合を図り、引き続き適切な保存管理を図るものとする。 加えて、史跡指定地内の地権者から買取りの要望があった場合は、史跡指定地における重要な箇所であるかを見極めつつ、機会を捉えて公有地化を図るものとする。 埋蔵文化財については、遺跡に影響を与える工事が計画された場合には、これを保存するため設計や工法の変更等について事業者と協議し、やむを得ず現状保存ができない場合には、記録保存のための発掘調査を行っていく。 なお、保存活用計画や保存管理計画等が策定されていない文化財については、関係法令や条例に従って適切な保護の措置を講じていくこととし、未指定の物件については、必要に応じて計画的な調査研究を進め、順次指定等を行うこととする。 写真は別図のとおり	(2) 重点区域に関する計画 重点区域内においては、鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺などに所在する国宝及び重要文化財の建造物について「保存活用計画」が策定されており、建造物等の沿革や価値等の整理、保存管理の基本方針が示されていることから、引き続き計画に基づく適切な保存管理を図るものとする。 無形民俗文化財については、鎌倉市郷土芸能保存協会との協働のもと、四十余年続いている鎌倉郷土芸能大会を継続的に開催することにより、地域に伝わる民俗芸能の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知し、後継者の育成や保存継承の支援に努めていく。 史跡・名勝に指定されている社寺境内等については、その殆どにおいて「保存管理計画」が策定されていることから、建造物の保存活用計画との整合を図り、引き続き適切な保存管理を図るものとする。 加えて、史跡指定地内の地権者から買取りの要望があった場合は、史跡指定地における重要な箇所であるかを見極めつつ、機会を捉えて公有地化を図るものとする。 埋蔵文化財については、遺跡に影響を与える工事が計画された場合には、これを保存するため設計や工法の変更等について事業者と協議し、やむを得ず現状保存ができない場合には、記録保存のための発掘調査を行っていく。 なお、保存活用計画や保存管理計画等が策定されていない文化財については、関係法令や条例に従って適切な保護の措置を講じていくこととし、未指定の物件については、必要に応じて計画的な調査研究を進め、順次指定等を行うこととする。
176	(2) 重点区域に関する計画 重点区域内に所在する文化財の活用にあたっては、既に策定されている保存活用計画や保存管理計画等に基づき、適切かつ効果的な公開活用に取り組むこととし、<u>公有地化した史跡の活用の検討とともに、</u>必要に応じ、史跡指定地内における歩行路の確保、史跡案内板の設置などの事業を行うものとする。 また、<u>令和2年(2020年)6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を踏まえ、</u>文化財の適切な保存管理と公開のための機能を有する鎌倉国宝館等の既存施設を積極的に活用するとともに、重点区域内において整備が完了した歴史文化交流館においては、鎌倉で出土した遺物の展示等様々な工夫を重ねながら、鎌倉の歴史や文化を学ぶ場、人々が交流する場、情報発信する場としての機能の創出を図っていく。	(2) 重点区域に関する計画 重点区域内に所在する文化財の活用にあたっては、既に策定されている保存活用計画や保存管理計画に基づき、適切かつ効果的な公開活用に取り組むこととし、必要に応じ、史跡指定地内における歩行路の確保、史跡案内板の設置などの事業を行うものとする。 また、文化財の適切な保存管理と公開のための機能を有する鎌倉国宝館等の既存施設を積極的に活用するとともに、重点区域内において整備を進めている歴史文化交流センターにおいては、鎌倉で出土した遺物の展示等様々な工夫を重ねながら、鎌倉の歴史や文化を学ぶ場、人々が交流する場、情報発信する場としての機能の創出を図っていく。

177	(2)重点区域に関する計画 重点区域の指定文化財に関する修理や整備についての具体的な計画としては、昭和56年(1981年)度から平成19年(2007年)度にかけて継続的に実施した発掘調査等の成果に基づき、<u>平成29年度(2017年度)に史跡永福寺跡の環境整備事業を完了し、平成28年度(2016年度)からは史跡大町釈迦堂口遺跡の崩落対策及び公開活用に向けた整備を進めている。また、国指定重要文化財光明寺本堂について、令和元年(2019年)から令和10年(2028年)までの予定で大規模な修理工事を行っている。</u> 重点区域には、市内でも特に多くの文化財が集中しており、鎌倉の歴史を認識する上でも重要な役割を担う文化財の修理や整備を適切に進めていく。	(2)重点区域に関する計画 重点区域の指定文化財に関する修理や整備についての具体的な計画としては、昭和56年(1981年)度から平成19年(2007年)度にかけて継続的に実施した発掘調査等の成果に基づき、史跡永福寺跡の環境整備事業を行っている。また、鶴岡八幡宮摂社若宮についても漆塗り工事や彩色工事等の修理を進めているところである。 重点区域には、市内でも特に多くの文化財が集中しており、鎌倉の歴史を認識する上でも重要な役割を担う文化財の修理や整備を適切に進めていく。
178	(2) 重点区域に関する計画 <u>歴史文化交流館、鎌倉国宝館、鎌倉文学館、川喜多映画記念館、鐺木清方記念美術館においては、訪れる人々が鎌倉に関する歴史や文化を身近に感じられるよう、引き続き展示内容の充実や各施設の連携強化を図っていく。なお、歴史文化交流館については、歴史的風致の維持向上に係る啓発活動の拠点施設として運営を進めて行く。</u> <u>併せて、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想(令和2年6月策定)の考え方にに基づき、資料の保存と活用に必要な保存機能を備えた収蔵庫の設置を検討するとともに、文化財の収集、保管、調査研究、教育普及といった機能を備えた「(仮称)鎌倉博物館」の整備に取り組むこととする。また、同基本構想で掲げる「エコミュージアムの構築(地域全体を1つの博物館としてとらえ、一体的に整備・運用していく考え方)」について、引き続き検討を行い、その実現を目指していく。</u> <u>※鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の「エコミュージアムの構築」の考え方は別図のとおり</u>	(2) 重点区域に関する計画 鎌倉国宝館、鎌倉文学館、川喜多映画記念館、鐺木清方記念美術館においては、訪れる人々が鎌倉に関する歴史や文化を身近に感じられるよう、引き続き展示内容の充実や各施設の連携強化を図っていく。 また、歴史的風致の維持向上に係る啓発活動の拠点施設として、歴史文化交流センターの整備を進めて行く。 併せて、将来的に文化財の収集、保管、調査研究、教育普及といった機能を備えた「(仮称)鎌倉博物館」を整備するため、基本構想の検討等に取り組むこととする。
179	(2) 重点区域に関する計画 重点区域内においては、前述した各種法令に基づく計画や施策の確実な実施と合わせて、文化財を核とした周辺景観の向上や面的に広がる文化財を巡る来訪者の利便性向上といった観点から、<u>歴史的遺産を結ぶ散策ルート等の設置や道路、交通施設、公衆トイレ、案内板等の歴史的風致維持向上施設の整備を実施していく。なお、令和4年(2022年)に鎌倉を題材とした大河ドラマの放映が予定されており、これを契機とし、歴史表示板や観光案内板等の設置など利便性や地域の魅力を高めるため周辺市街地の環境整備の取組を推進を図ることとする。</u> また、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観を守るため、重点区域内に広がる緑の適切な管理を図るとともに、古都の景観形成を守るために史跡や寺院後背の緑地等で下草刈り等の「みどりのボランティア」や緑地保全の啓発に取り組んでいる鎌倉風致保存会に対して、運営に係る補助金を交付し、その活動を支援していく。	(2) 重点区域に関する計画 重点区域内においては、前述した各種法令に基づく計画や施策の確実な実施と合わせて、文化財を核とした周辺景観の向上や面的に広がる文化財を巡る来訪者の利便性向上といった観点から、道路、交通施設等の歴史的風致維持向上施設の整備を実施していく。 また、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観を守るため、重点区域内に広がる緑の適切な管理を図るとともに、古都の景観形成を守るために史跡や寺院後背の緑地等で下草刈り等の「みどりのボランティア」や緑地保全の啓発に取り組んでいる鎌倉風致保存会に対して、運営に係る補助金を交付し、その活動を支援していく。

187	1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方 鎌倉の歴史的風致の魅力により一層の磨きをかけるとともに、その効果を鎌倉市全域に波及させていくことを目指し、重点区域内において歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等）の整備と適切な管理に関する各種事業を行う。 整備については、その施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景、そこで行われる活動との関係などを十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等と協議の上で実施するものとし、市民や来訪者が鎌倉の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図る。<u>なお、歴史的建造物の保存活用に関する事業の実施にあたっては、国支援事業の活用を図るとともに、整備後の利活用や維持管理に要する費用等への対応を踏まえる必要があり、民間のノウハウや資源の積極的な活用を努めるものとする。</u> また、歴史的風致維持向上施設の管理についても、施設の所有者や庁内関係課など十分な協議・調整を行い地域住民や関連団体との連携により取り組む。 歴史的風致向上施設の整備及び管理を進めるにあたっては、以上の考え方に加え、「第3章3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針」に基づき、事業を推進する。	1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方 鎌倉の歴史的風致の魅力により一層の磨きをかけるとともに、その効果を鎌倉市全域に波及させていくことを目指し、重点区域内において歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等）の整備と適切な管理に関する各種事業を行う。 整備については、その施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景、そこで行われる活動との関係などを十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等と協議の上で実施するものとし、市民や来訪者が鎌倉の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図る。 また、歴史的風致維持向上施設の管理についても、施設の所有者や庁内関係課など十分な協議・調整を行い地域住民や関連団体との連携により取り組む。 歴史的風致向上施設の整備及び管理を進めるにあたっては、以上の考え方に加え、「第3章3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針」に基づき、事業を推進する。
187	(1)歴史的建造物の保存活用に関する事業 1-1 景観重要建築物等助成事業 1-2 史跡永福寺跡環境整備事業<u>(事業完了)</u> 1-3 扇湖山荘庭園防災工事業 1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業<u>(重点化事業)</u> (2)歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業 2-1 <u>人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり</u> (交通需要マネジメント) 事業 2-2 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業 2-3 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業 2-4 <u>歴史的遺産をつなぐ散策路等整備(歩行環境改善)事業</u> 2-5 <u>若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業</u> 2-6 <u>屋外広告物条例制定・運用事業</u> (3)歴史遺産を取り巻く自然的環境に関する事業 3-1 樹林維持管理事業 3-2 緑地維持管理事業・<u>緑地維持管理計画推進事業</u> 3-3 緑地保全事業 3-4 <u>鎌倉風致保存会助成事業</u> 3-5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業 3-6 古都保存法施行50周年記念事業<u>(事業完了)</u> (4)歴史的遺産の公開活用に関する事業 4-1 (仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業<u>(事業完了)</u> 4-2 発掘調査速報展事業 4-3 出土遺物庁舎内展示事業 4-4 史跡環境整備事業<u>(重点化事業)</u> 4-5 文化財保存・修理助成事業 4-6 文化財調査・整備事業 4-7 観光案内板等整備事業 4-8 <u>市内歴史・文化施設の連携・博物館等運営事業</u> 4-9 <u>鎌倉市にふさわしい博物館事業</u> (5)地域の伝統文化の継承に関する事業 5-1 鎌倉彫振興事業所整備事業<u>(事業完了)</u> 5-2 郷土芸能普及啓発支援事業 5-3 御霊会助成事業 5-4 教育情報事業	(1)歴史的建造物の保存活用に関する事業 1-1 景観重要建築物等助成事業 1-2 史跡永福寺跡環境整備事業 1-3 扇湖山荘庭園防災工事業 1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業 (2)歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業 2-1 交通需要マネジメント事業 2-2 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業 2-3 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業 2-4 歩行環境改善事業 (3)歴史遺産を取り巻く自然的環境に関する事業 3-1 樹林維持管理事業 3-2 緑地維持管理事業 3-3 緑地保全事業 3-4 風致保存会助成事業 3-5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業 3-6 古都保存法施行50周年記念事業 (4)歴史的遺産の公開活用に関する事業 4-1 (仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業 4-2 発掘調査速報展事業 4-3 出土遺物庁舎内展示事業 4-4 史跡環境整備事業 4-5 文化財保存・修理助成事業 4-6 文化財調査・整備事業 4-7 観光案内板等整備事業 (5)地域の伝統文化の継承に関する事業 5-1 鎌倉彫振興事業所整備事業 5-2 郷土芸能普及啓発支援事業 5-3 御霊会助成事業 5-4 教育情報事業

193	支援事業名:市単独事業、<u>街なみ環境整備事業</u> 事業概要: 重点区域内に点在している歴史的風致形成建造物<u>候補</u>について、<u>歴史的風致形成建造物に指定し</u>、その保存活用を図るために<u>必要な耐震調査や改修設計、内装の修理や外観の修繕を含めた工事等を行う。併せて、歴史的建造物の由来などを表示した案内板等を設置する。</u> <u>別図のとおり</u> (記載の追加等) 2. 鎌倉国宝館★(平成30年9月28日指定・第2号) 3. 鎌倉文学館★(令和2年3月10日指定・第3号) 4. <u>旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館)</u> 5. 旧華頂宮邸★(平成3年2月22日指定・第4号) 6. 御成小学校旧講堂★(平成29年3月29日指定・第1号) <u>※★印は歴史的風致形成建造物(歴史まちづくり法第16条)</u>	支援事業名:市単独事業 事業概要: 重点区域内に点在している歴史的風致形成建造物について、その保存活用を図るため、必要に応じて耐震調査や改修設計、内装の修理や外観の修繕を含めた工事等を行う。 2. 鎌倉国宝館 3. 鎌倉文学館 4. 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸) 5. 旧華頂宮邸 6. 御成小学校旧講堂
194	事業名:<u>人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心とした街づくり(交通需要マネジメント)事業</u> 支援事業名:市単独事業、<u>神奈川県支援事業</u> 事業概要:別図のとおり 寄与する理由: <u>パークアンドライド</u>、鎌倉フリー環境手形(公共交通フリー乗車券)等の<u>自動車から公共交通への転換施策</u>を交通事業者等と協働で実施するとともに、<u>ロードプライシングの実施</u>によって、鎌倉地域における休日を中心とした交通渋滞の緩和が図られ、<u>併せて歩行者尊重道路における安全対策を実施することにより</u>市街地における良好な景観形成や歩行環境の改善につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名:交通需要マネジメント事業 支援事業名:市単独事業 事業概要:別図のとおり 寄与する理由: パークアンドレールライド、パークアンドバスライド、鎌倉フリー環境手形(公共交通フリー乗車券)等の交通需要管理施策を交通事業者と協働で実施することによって、鎌倉地域における休日を中心とした交通渋滞の緩和が図られ、市街地における良好な景観形成や歩行環境の改善につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
195	事業期間:平成29年度～ <u>令和7年度</u>	事業期間:平成29年度～令和4年度(平成34年度)
196	事業名:社寺境内<u>等</u>公衆トイレ改修・整備事業 事業期間:平成29年度～<u>令和7年度</u> 支援事業名:集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金(平成28年度～30年度整備事業) 市単独事業(<u>令和元年度</u>)、<u>街なみ環境整備事業(令和4年度～令和7年度)</u>	事業名:社寺境内公衆トイレ改修・整備事業 事業期間:平成29年度～令和4年度(平成34年度) 支援事業名:集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金(平成28年度～30年度整備事業) 市単独事業(令和元年度～令和4年度)
197	事業名:<u>歴史的遺産をつなぐ散策路等整備(歩行環境改善)事業</u> 支援事業名:市単独事業、<u>街なみ環境整備事業</u> 事業概要: <u>歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指し、年間を通じ多くの観光客が訪れる区域において、地域に展開する歴史的遺産を有機的に結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備に取り組む。このことにより、回遊性を確保し、地域の一体化を高めるとともに、歩く観光を推奨し、観光客の誘導・歩行者通行量の分散を図り、鉄道や歩道、特定エリア等の混雑軽減に努める。</u> <u>※図、イメージ写真は別図のとおり</u> 寄与する理由: <u>地域に展開する歴史的遺産をつなぐ散策ルート等を設定し、整備することで、歴史的遺産等の一体的運用を図り、全体で地域の魅力の向上を図る。また、多くの歩行者で混雑する道路と並走する市道や観光スポット周辺の市道を整備し、歩行者を誘導・分散させることで、歩道の混雑が緩和され、周遊観光に係る安全性や利便性が向上することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</u>	事業名:(歩行環境改善事業) 支援事業名:市単独事業 事業概要: 年間を通じ多くの観光客が訪れる場所において、周辺道路の美装化等を行うことにより、歩行者の誘導・通行量の分散を図り、歩道の混雑軽減に努める。 寄与する理由: 多くの歩行者で混雑する道路と並走する市道や観光スポット周辺の市道を整備し、歩行者を誘導・分散させることで、歩道の混雑が緩和され、周遊観光に係る安全性や利便性が向上することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
198	事業概要:該当地区を6分割し、 <u>毎年1地区(今後は毎年2地区の予定)</u> を対象として、所有者に代わり樹木の枝払い等を実施する。	事業概要:該当地区を6分割し、毎年2地区を対象として、所有者に代わり樹木の枝払い等を実施する。

199	事業名: <u>緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業</u> 支援事業名: 市単独事業 事業概要: 市が所有する緑地において、傾斜木や枯損木などの危険木、隣接地への越境樹木がある場合、事前の伐採等を行う。 <u>また、市が所有する緑地のうち、計画的な緑地の維持管理が必要な約60か所について、鎌倉市緑地維持管理計画(平成30年度策定)に基づき、施設の補修、更新や樹木の制定、伐採等を行う。※図、イメージ写真は別図のとおり</u> <u>寄与する理由:</u> 市街地に広がる市所有の緑地を<u>計画的かつ</u>適切に管理することにより、緑と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名: 緑地維持管理事業 支援事業名: 市単独事業 事業概要: 市が所有する緑地において、傾斜木や枯損木などの危険木、隣接地への越境樹木がある場合、事前の伐採等を行う。 <u>寄与する理由:</u> 市街地に広がる市所有の緑地を適切に管理することにより、緑と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
199	事業概要: 美観上優れた樹木、樹林、生け垣を指定し、所有者に対し、適切な管理に係る奨励金を交付する。また、市街化区域に所在する緑地の保全を図るため、土地所有者と緑地保全契約を締結し、奨励金を交付する。<u>加えて、緑地の所有者が行う維持管理作業について、助成金を交付する。</u>	事業概要: 美観上優れた樹木、樹林、生け垣を指定し、所有者に対し、適切な管理に係る奨励金を交付する。また、市街化区域に所在する緑地の保全を図るため、土地所有者と緑地保全契約を締結し、奨励金を交付する。
209	事業名: 観光案内板等整備事業 支援事業名: 市単独事業、<u>街なみ環境整備事業</u> 事業概要: 歴史的遺産の周辺等来訪者の多い場所において、歴史的遺産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を実施する。 <u>また、観光客の集中や混雑に対応するため、携帯端末等を活用した市内の主要な観光・文化施設等の混雑状況等の提供システムの構築と運用を図る。</u> <u>※写真の一部を更新する(別図のとおり)</u> <u>寄与する理由:</u> 鎌倉の歴史的風致の基盤となる社寺の由来に関する説明や観光ルートを案内する看板を設置すること等によって鎌倉の歴史や文化財等に関する理解が深まるとともに、<u>観光客の来訪時間や地域の分散化が図れ、それらを巡る周遊観光の利便性向上につながる</u>ことから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名: 観光案内板整備事業 支援事業名: 市単独事業 事業概要: 歴史的遺産の周辺等来訪者の多い場所において、歴史的遺産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を実施する。 <u>※写真は別図のとおり</u> <u>寄与する理由:</u> 鎌倉の歴史的風致の基盤となる社寺の由来に関する説明や観光ルートを案内する看板を設置することによって鎌倉の歴史や文化財等に関する理解が深まるとともに、それらを巡る周遊観光の利便性向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
—	事業名: <u>若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業</u> 事業主体: <u>鎌倉市</u> 事業期間: <u>令和元年度～令和7年度</u> 支援事業名: <u>市単独事業、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業</u> 事業箇所: <u>若宮大路・小町通り</u> 事業概要: 鎌倉景観地区では、建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度を定めているが、形態意匠の制限については明確な基準がない。このため、若宮大路と小町通りでは、指針となる景観形成ガイドラインの策定を行い、都市景観条例に基づく景観配慮協議や景観法に基づく認定申請手続きを通じて、行政、地元、設計者が一体となって景観を作っていくための地域の「作法」として、その活用を図る。 <u>※図、イメージ写真は別図のとおり</u> <u>④寄与する理由:</u> <u>鶴岡八幡宮の参道・商店街として、地域の顔となる若宮大路、小町通りにおいて、古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</u>	—

—	事業名：<u>屋外広告物条例制定・運用事業</u> 事業主体：<u>鎌倉市</u> 事業期間：<u>令和2年度～令和7年度</u> 支援事業名：<u>市単独事業</u> 事業箇所：<u>(市域全域)</u> 事業概要： <u>これまでの屋外広告物の規制・誘導の実績を下地に、地域特性を踏まえた制度として市独自条例を制定し、適切な運用を図る。</u> <u>※図、イメージ写真は別図のとおり</u> <u>寄与する理由：</u> <u>独自の屋外広告物条例を制定し、運用を図ることによって、地域特性を踏まえた屋外広告物の規制・誘導が図れ、古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成とまちの活性化が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</u>	—
—	事業名：<u>市内歴史・文化施設の連携・博物館等運営事業</u> 事業主体：<u>鎌倉市</u> 支援事業名：<u>市単独事業</u> 事業箇所：<u>重点区域</u> 事業概要： <u>鎌倉国宝館と歴史文化交流館の連携による運営を強化し、市内に多く在る文化財を効果的に公開・活用する。また、市内の県・市・民間の歴史・文化施設との連携に取り組む。</u> <u>※図、イメージ写真は別図のとおり</u> <u>寄与する理由：</u> <u>市内の歴史・文化施設の連携強化により、鎌倉の歴史文化に触れ、体験する場の充実が図れ、多くの人が鎌倉の歴史的遺産等と共生する街の魅力が感じられ、歴史的風致の維持向上に関する啓発が行われることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</u>	—
—	事業名：<u>鎌倉市にふさわしい博物館事業</u> 事業主体：<u>鎌倉市</u> 事業期間：<u>令和3年度～令和7年度</u> 支援事業名：<u>市単独事業</u> 事業箇所：<u>(市域全域)</u> 事業概要： <u>令和2年(2020年)6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を基に、同基本計画等策定と事業の推進を図る。鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の「エコミュージアムの構築」の考え方は、歴史まちづくりの推進にとっても有用であり、2つの計画の関係性等について検討を行っていく。</u> <u>※図、イメージ写真は別図のとおり</u> <u>寄与する理由：</u> <u>鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の考え方にある、文化財の保存機能を備えた収蔵庫の設置等は、鎌倉の文化財を研究し、保存活用するコア施設の1つとなり、「エコミュージアムの構築」の実現に資するものとなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</u>	—

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案） 新旧対照表（軽微な変更）

※下線及び赤文字は、今回、計画の変更行う部分を示す。

計画書 ページ	計画の変更(案)	現計画書の内容																																																																																																																																																												
	(新)	(旧)																																																																																																																																																												
3	表序-1 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会名簿(敬称略)(令和3年6月25日現在) <table> <tr> <th>氏名</th><th>役職</th></tr> <tr><td>☆ 西村幸夫</td><td>神戸芸術工科大学教授</td></tr> <tr><td>☆ 赤松加寿江</td><td>京都工芸繊維大学講師</td></tr> <tr><td>☆ 高橋慎一郎(平成26～令和3年6月)</td><td>東京大学史料編纂所教授</td></tr> <tr><td>小林紀子</td><td>横浜市歴史博物館主任学芸員</td></tr> <tr><td>☆ 大三輪龍哉(平成26～令和3年6月)</td><td>浄光明寺代表役員</td></tr> <tr><td>田中密敬</td><td>極楽寺住職</td></tr> <tr><td>小峰敏司(平成26～28年度)</td><td></td></tr> <tr><td>橋本 篤(平成29・30年度)</td><td>鶴岡八幡宮</td></tr> <tr><td>谷口匡司(令和元年度)</td><td></td></tr> <tr><td>龍山源和</td><td></td></tr> <tr><td>大木 淳</td><td>公募市民</td></tr> <tr><td>藤田直人(平成26～令和3年6月)</td><td>公募市民</td></tr> <tr><td>岡 由南子</td><td>公募市民</td></tr> <tr><td>☆ 土屋忠郎(平成26～令和3年6月)</td><td></td></tr> <tr><td>小川 サヨ子</td><td>公益財団法人鎌倉市公園協会理事</td></tr> <tr><td>☆ 高橋公一郎(平成26年度)</td><td>課長</td></tr> <tr><td>中山一彦(平成27～30年度)</td><td>専務理事</td></tr> <tr><td>大津定博(令和元～令和3年6月)</td><td>専務理事</td></tr> <tr><td>牧田 知江子</td><td>理事</td></tr> <tr><td>☆ 野田充博(平成26年度)</td><td>常務理事兼事務局長</td></tr> <tr><td>川名達哉(平成27～30年度)</td><td>常務理事兼事務局長</td></tr> <tr><td>石山由夫(令和元～令和3年6月)</td><td>常務理事兼事務局長</td></tr> <tr><td>村田 佳代子</td><td>常務理事</td></tr> <tr><td>波多辺弘三</td><td>鎌倉商工会議所専務理事</td></tr> <tr><td>☆ 山中孝文(平成26・27年度)</td><td></td></tr> <tr><td>川崎俊明(平成28・29年度)</td><td>神奈川県県土整備局都市部都市整備課長</td></tr> <tr><td>竹内 淳(平成30・令和元年度)</td><td></td></tr> <tr><td>齋藤 貴</td><td></td></tr> </table> <table> <tr> <td>☆ 江藤政克(平成26年度)</td><td rowspan="5">神奈川県教育局生涯学習部文化遺産課長</td></tr> <tr><td>福田美子(平成27～29年度)</td></tr> <tr><td>吉田美和子(平成30・令和元年度)</td></tr> <tr><td>河田貴子(令和2年度)</td></tr> <tr><td>菅原 一郎</td></tr> <tr> <td>杉山孝一(平成26・27年度)</td><td rowspan="5">神奈川県県土整備局藤沢土木事務所長</td></tr> <tr><td>鈴木 仁(平成28・29年度)</td></tr> <tr><td>市川喜久男(平成30年度)</td></tr> <tr><td>上前行男(平成31年4月～令和元年6月)</td></tr> <tr><td>横溝博之(令和元年7月～2年度)</td></tr> <tr><td>峯村徹哉</td><td></td></tr> <tr><td>☆ 比留間彰(平成26～令和3年6月)</td><td>鎌倉市共生共創部長</td></tr> <tr><td>☆ 小嶋秀一郎(平成26年度)</td><td>鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長</td></tr> <tr><td>梶淵規彰(平成27～令和2年度)</td><td></td></tr> <tr><td>佐々木 聡</td><td>鎌倉市教育文化財部長</td></tr> <tr><td>☆ 山田栄一(平成26年度)</td><td></td></tr> <tr><td>大場将光(平成27・28年度)</td><td rowspan="5">鎌倉市まちづくり計画部長</td></tr> <tr><td>齋藤和徳(平成29年度)</td></tr> <tr><td>前田信義(平成30・令和元年度)</td></tr> <tr><td>林 浩一(令和2～令和3年6月)</td></tr> <tr><td>能條裕子</td></tr> <tr><td>吉田 浩</td><td>鎌倉市環境部長</td></tr> <tr><td></td><td>鎌倉市都市景観部長</td></tr> </table> ◎委員長(未定) ○副委員長(未定) ☆鎌倉市歴史的風致維持向上計画策定アドバイザー	氏名	役職	☆ 西村幸夫	神戸芸術工科大学教授	☆ 赤松加寿江	京都工芸繊維大学講師	☆ 高橋慎一郎(平成26～令和3年6月)	東京大学史料編纂所教授	小林紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	☆ 大三輪龍哉(平成26～令和3年6月)	浄光明寺代表役員	田中密敬	極楽寺住職	小峰敏司(平成26～28年度)		橋本 篤(平成29・30年度)	鶴岡八幡宮	谷口匡司(令和元年度)		龍山源和		大木 淳	公募市民	藤田直人(平成26～令和3年6月)	公募市民	岡 由南子	公募市民	☆ 土屋忠郎(平成26～令和3年6月)		小川 サヨ子	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	☆ 高橋公一郎(平成26年度)	課長	中山一彦(平成27～30年度)	専務理事	大津定博(令和元～令和3年6月)	専務理事	牧田 知江子	理事	☆ 野田充博(平成26年度)	常務理事兼事務局長	川名達哉(平成27～30年度)	常務理事兼事務局長	石山由夫(令和元～令和3年6月)	常務理事兼事務局長	村田 佳代子	常務理事	波多辺弘三	鎌倉商工会議所専務理事	☆ 山中孝文(平成26・27年度)		川崎俊明(平成28・29年度)	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長	竹内 淳(平成30・令和元年度)		齋藤 貴		☆ 江藤政克(平成26年度)	神奈川県教育局生涯学習部文化遺産課長	福田美子(平成27～29年度)	吉田美和子(平成30・令和元年度)	河田貴子(令和2年度)	菅原 一郎	杉山孝一(平成26・27年度)	神奈川県県土整備局藤沢土木事務所長	鈴木 仁(平成28・29年度)	市川喜久男(平成30年度)	上前行男(平成31年4月～令和元年6月)	横溝博之(令和元年7月～2年度)	峯村徹哉		☆ 比留間彰(平成26～令和3年6月)	鎌倉市共生共創部長	☆ 小嶋秀一郎(平成26年度)	鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長	梶淵規彰(平成27～令和2年度)		佐々木 聡	鎌倉市教育文化財部長	☆ 山田栄一(平成26年度)		大場将光(平成27・28年度)	鎌倉市まちづくり計画部長	齋藤和徳(平成29年度)	前田信義(平成30・令和元年度)	林 浩一(令和2～令和3年6月)	能條裕子	吉田 浩	鎌倉市環境部長		鎌倉市都市景観部長	表序-1 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会名簿(敬称略 令和2年4月1日現在) <table> <tr> <th>氏名</th><th>役職</th></tr> <tr><td>◎☆ 西村幸夫</td><td>神戸芸術工科大学教授</td></tr> <tr><td>☆ 赤松加寿江</td><td>京都工芸繊維大学講師</td></tr> <tr><td>☆ 高橋慎一郎</td><td>東京大学史料編纂所教授</td></tr> <tr><td>☆ 大三輪龍哉</td><td>浄光明寺代表役員</td></tr> <tr><td>小峰敏司(平成26・27・28年度)</td><td></td></tr> <tr><td>橋本 篤(平成29・30年度)</td><td>鶴岡八幡宮</td></tr> <tr><td>谷口征司</td><td></td></tr> <tr><td>大木 淳</td><td>公募市民</td></tr> <tr><td>藤田直人</td><td>公募市民</td></tr> <tr><td>○☆ 土屋志郎</td><td>公益財団法人鎌倉市公園協会理事</td></tr> <tr><td>☆ 高橋公一郎(平成26年度)</td><td>課長</td></tr> <tr><td>中山一彦(平成27・28・29・30年度)</td><td>専務理事</td></tr> <tr><td>大津定博</td><td>専務理事</td></tr> <tr><td>☆ 野田充博(平成26年度)</td><td rowspan="5">公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事兼</td></tr> <tr><td>川名達哉(平成27・28・29・30年度)</td></tr> <tr><td>石山由夫</td></tr> <tr><td>波多辺弘三</td></tr> <tr><td>☆ 山中孝文(平成26・27年度)</td></tr> <tr><td>川崎俊明(平成28・29年度)</td><td rowspan="5">神奈川県県土整備局都市部都市整備課長</td></tr> <tr><td>竹内 淳(平成30・令和元年度)</td></tr> <tr><td>齋藤 貴</td></tr> <tr><td>☆ 江藤政克(平成26年度)</td></tr> <tr><td>福田美子(平成27・28・29年度)</td></tr> <tr><td>吉田美和子(平成30・令和元年度)</td><td rowspan="5">神奈川県県土整備局藤沢土木事務所長</td></tr> <tr><td>河田貴子</td></tr> <tr><td>杉山孝一(平成26・27年度)</td></tr> <tr><td>鈴木 仁(平成28・29年度)</td></tr> <tr><td>市川喜久男(平成30年度)</td></tr> <tr><td>上前行男(平成31年4月～令和元年6月)</td><td></td></tr> <tr><td>横溝博之</td><td>鎌倉市共創計画部長</td></tr> <tr><td>☆ 比留間彰</td><td>鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長</td></tr> <tr><td>☆ 小嶋秀一郎(平成26年度)</td><td></td></tr> <tr><td>梶淵規彰</td><td></td></tr> <tr><td>☆ 山田栄一(平成26年度)</td><td rowspan="5">鎌倉市まちづくり計画部長</td></tr> <tr><td>大場将光(平成27・28年度)</td></tr> <tr><td>齋藤和徳(平成29年度)</td></tr> <tr><td>前田信義(平成30・令和元年度)</td></tr> <tr><td>林 浩一</td></tr> <tr><td>吉田 浩</td><td>鎌倉市都市景観部長</td></tr> </table> ◎委員長 ○副委員長 ☆鎌倉市歴史的風致維持向上計画策定アドバイザー	氏名	役職	◎☆ 西村幸夫	神戸芸術工科大学教授	☆ 赤松加寿江	京都工芸繊維大学講師	☆ 高橋慎一郎	東京大学史料編纂所教授	☆ 大三輪龍哉	浄光明寺代表役員	小峰敏司(平成26・27・28年度)		橋本 篤(平成29・30年度)	鶴岡八幡宮	谷口征司		大木 淳	公募市民	藤田直人	公募市民	○☆ 土屋志郎	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	☆ 高橋公一郎(平成26年度)	課長	中山一彦(平成27・28・29・30年度)	専務理事	大津定博	専務理事	☆ 野田充博(平成26年度)	公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事兼	川名達哉(平成27・28・29・30年度)	石山由夫	波多辺弘三	☆ 山中孝文(平成26・27年度)	川崎俊明(平成28・29年度)	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長	竹内 淳(平成30・令和元年度)	齋藤 貴	☆ 江藤政克(平成26年度)	福田美子(平成27・28・29年度)	吉田美和子(平成30・令和元年度)	神奈川県県土整備局藤沢土木事務所長	河田貴子	杉山孝一(平成26・27年度)	鈴木 仁(平成28・29年度)	市川喜久男(平成30年度)	上前行男(平成31年4月～令和元年6月)		横溝博之	鎌倉市共創計画部長	☆ 比留間彰	鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長	☆ 小嶋秀一郎(平成26年度)		梶淵規彰		☆ 山田栄一(平成26年度)	鎌倉市まちづくり計画部長	大場将光(平成27・28年度)	齋藤和徳(平成29年度)	前田信義(平成30・令和元年度)	林 浩一	吉田 浩	鎌倉市都市景観部長
氏名	役職																																																																																																																																																													
☆ 西村幸夫	神戸芸術工科大学教授																																																																																																																																																													
☆ 赤松加寿江	京都工芸繊維大学講師																																																																																																																																																													
☆ 高橋慎一郎(平成26～令和3年6月)	東京大学史料編纂所教授																																																																																																																																																													
小林紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員																																																																																																																																																													
☆ 大三輪龍哉(平成26～令和3年6月)	浄光明寺代表役員																																																																																																																																																													
田中密敬	極楽寺住職																																																																																																																																																													
小峰敏司(平成26～28年度)																																																																																																																																																														
橋本 篤(平成29・30年度)	鶴岡八幡宮																																																																																																																																																													
谷口匡司(令和元年度)																																																																																																																																																														
龍山源和																																																																																																																																																														
大木 淳	公募市民																																																																																																																																																													
藤田直人(平成26～令和3年6月)	公募市民																																																																																																																																																													
岡 由南子	公募市民																																																																																																																																																													
☆ 土屋忠郎(平成26～令和3年6月)																																																																																																																																																														
小川 サヨ子	公益財団法人鎌倉市公園協会理事																																																																																																																																																													
☆ 高橋公一郎(平成26年度)	課長																																																																																																																																																													
中山一彦(平成27～30年度)	専務理事																																																																																																																																																													
大津定博(令和元～令和3年6月)	専務理事																																																																																																																																																													
牧田 知江子	理事																																																																																																																																																													
☆ 野田充博(平成26年度)	常務理事兼事務局長																																																																																																																																																													
川名達哉(平成27～30年度)	常務理事兼事務局長																																																																																																																																																													
石山由夫(令和元～令和3年6月)	常務理事兼事務局長																																																																																																																																																													
村田 佳代子	常務理事																																																																																																																																																													
波多辺弘三	鎌倉商工会議所専務理事																																																																																																																																																													
☆ 山中孝文(平成26・27年度)																																																																																																																																																														
川崎俊明(平成28・29年度)	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長																																																																																																																																																													
竹内 淳(平成30・令和元年度)																																																																																																																																																														
齋藤 貴																																																																																																																																																														
☆ 江藤政克(平成26年度)	神奈川県教育局生涯学習部文化遺産課長																																																																																																																																																													
福田美子(平成27～29年度)																																																																																																																																																														
吉田美和子(平成30・令和元年度)																																																																																																																																																														
河田貴子(令和2年度)																																																																																																																																																														
菅原 一郎																																																																																																																																																														
杉山孝一(平成26・27年度)	神奈川県県土整備局藤沢土木事務所長																																																																																																																																																													
鈴木 仁(平成28・29年度)																																																																																																																																																														
市川喜久男(平成30年度)																																																																																																																																																														
上前行男(平成31年4月～令和元年6月)																																																																																																																																																														
横溝博之(令和元年7月～2年度)																																																																																																																																																														
峯村徹哉																																																																																																																																																														
☆ 比留間彰(平成26～令和3年6月)	鎌倉市共生共創部長																																																																																																																																																													
☆ 小嶋秀一郎(平成26年度)	鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長																																																																																																																																																													
梶淵規彰(平成27～令和2年度)																																																																																																																																																														
佐々木 聡	鎌倉市教育文化財部長																																																																																																																																																													
☆ 山田栄一(平成26年度)																																																																																																																																																														
大場将光(平成27・28年度)	鎌倉市まちづくり計画部長																																																																																																																																																													
齋藤和徳(平成29年度)																																																																																																																																																														
前田信義(平成30・令和元年度)																																																																																																																																																														
林 浩一(令和2～令和3年6月)																																																																																																																																																														
能條裕子																																																																																																																																																														
吉田 浩	鎌倉市環境部長																																																																																																																																																													
	鎌倉市都市景観部長																																																																																																																																																													
氏名	役職																																																																																																																																																													
◎☆ 西村幸夫	神戸芸術工科大学教授																																																																																																																																																													
☆ 赤松加寿江	京都工芸繊維大学講師																																																																																																																																																													
☆ 高橋慎一郎	東京大学史料編纂所教授																																																																																																																																																													
☆ 大三輪龍哉	浄光明寺代表役員																																																																																																																																																													
小峰敏司(平成26・27・28年度)																																																																																																																																																														
橋本 篤(平成29・30年度)	鶴岡八幡宮																																																																																																																																																													
谷口征司																																																																																																																																																														
大木 淳	公募市民																																																																																																																																																													
藤田直人	公募市民																																																																																																																																																													
○☆ 土屋志郎	公益財団法人鎌倉市公園協会理事																																																																																																																																																													
☆ 高橋公一郎(平成26年度)	課長																																																																																																																																																													
中山一彦(平成27・28・29・30年度)	専務理事																																																																																																																																																													
大津定博	専務理事																																																																																																																																																													
☆ 野田充博(平成26年度)	公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事兼																																																																																																																																																													
川名達哉(平成27・28・29・30年度)																																																																																																																																																														
石山由夫																																																																																																																																																														
波多辺弘三																																																																																																																																																														
☆ 山中孝文(平成26・27年度)																																																																																																																																																														
川崎俊明(平成28・29年度)	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長																																																																																																																																																													
竹内 淳(平成30・令和元年度)																																																																																																																																																														
齋藤 貴																																																																																																																																																														
☆ 江藤政克(平成26年度)																																																																																																																																																														
福田美子(平成27・28・29年度)																																																																																																																																																														
吉田美和子(平成30・令和元年度)	神奈川県県土整備局藤沢土木事務所長																																																																																																																																																													
河田貴子																																																																																																																																																														
杉山孝一(平成26・27年度)																																																																																																																																																														
鈴木 仁(平成28・29年度)																																																																																																																																																														
市川喜久男(平成30年度)																																																																																																																																																														
上前行男(平成31年4月～令和元年6月)																																																																																																																																																														
横溝博之	鎌倉市共創計画部長																																																																																																																																																													
☆ 比留間彰	鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長																																																																																																																																																													
☆ 小嶋秀一郎(平成26年度)																																																																																																																																																														
梶淵規彰																																																																																																																																																														
☆ 山田栄一(平成26年度)	鎌倉市まちづくり計画部長																																																																																																																																																													
大場将光(平成27・28年度)																																																																																																																																																														
齋藤和徳(平成29年度)																																																																																																																																																														
前田信義(平成30・令和元年度)																																																																																																																																																														
林 浩一																																																																																																																																																														
吉田 浩	鎌倉市都市景観部長																																																																																																																																																													
3	表序-2 歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会名 (令和3年4月1日現在) <table> <tr> <th>委員</th><th>検討部会員</th></tr> <tr><td>◎小磯副市長</td><td></td></tr> <tr><td>○千田副市長</td><td></td></tr> <tr><td>共生共創部長</td><td>企画課長</td></tr> <tr><td>歴史まちづくり推進担当担当部長兼教育文化財部長</td><td>歴史まちづくり推進担当担当課長兼生当課長、文化財課長</td></tr> <tr><td>市民防災部長</td><td>総合防災担当課担当課長、観光課長、</td></tr> <tr><td>まちづくり計画部長</td><td>土地利用政策課長、都市計画担当課、担当課長、都市計画課担当課長(交通)</td></tr> <tr><td>都市景観部長</td><td>■都市景観部長 □都市景観部次長 都市景観課長、みどり公園課長</td></tr> <tr><td>都市整備部長</td><td>道路課長</td></tr> </table> ◎委員長 ○副委員長 ■部会長 □副部会長	委員	検討部会員	◎小磯副市長		○千田副市長		共生共創部長	企画課長	歴史まちづくり推進担当担当部長兼教育文化財部長	歴史まちづくり推進担当担当課長兼生当課長、文化財課長	市民防災部長	総合防災担当課担当課長、観光課長、	まちづくり計画部長	土地利用政策課長、都市計画担当課、担当課長、都市計画課担当課長(交通)	都市景観部長	■都市景観部長 □都市景観部次長 都市景観課長、みどり公園課長	都市整備部長	道路課長	表序-2 歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会名簿(令和2年4月1日現在) <table> <tr> <th>委員</th><th>検討部会員</th></tr> <tr><td>◎小磯副市長</td><td></td></tr> <tr><td>○千田副市長</td><td></td></tr> <tr><td>共創計画部長</td><td>企画計画課長、交通政策課担当課長</td></tr> <tr><td>歴史まちづくり推進担当担当部長</td><td>歴史まちづくり推進担当担当課長</td></tr> <tr><td>防災安全部長</td><td>総合防災課長</td></tr> <tr><td>市民生活部長</td><td>観光課長、商工課長</td></tr> <tr><td>まちづくり計画部長</td><td>土地利用政策課長、都市計画課長</td></tr> <tr><td>都市景観部長</td><td>■都市景観部長 □都市景観部次長 みどり課長</td></tr> <tr><td>都市整備部長</td><td>道路課担当課長、公園課長</td></tr> <tr><td>文化財部長</td><td>文化財課長</td></tr> </table> ◎委員長 ○副委員長 ■部会長 □副部会長	委員	検討部会員	◎小磯副市長		○千田副市長		共創計画部長	企画計画課長、交通政策課担当課長	歴史まちづくり推進担当担当部長	歴史まちづくり推進担当担当課長	防災安全部長	総合防災課長	市民生活部長	観光課長、商工課長	まちづくり計画部長	土地利用政策課長、都市計画課長	都市景観部長	■都市景観部長 □都市景観部次長 みどり課長	都市整備部長	道路課担当課長、公園課長	文化財部長	文化財課長																																																																																																																				
委員	検討部会員																																																																																																																																																													
◎小磯副市長																																																																																																																																																														
○千田副市長																																																																																																																																																														
共生共創部長	企画課長																																																																																																																																																													
歴史まちづくり推進担当担当部長兼教育文化財部長	歴史まちづくり推進担当担当課長兼生当課長、文化財課長																																																																																																																																																													
市民防災部長	総合防災担当課担当課長、観光課長、																																																																																																																																																													
まちづくり計画部長	土地利用政策課長、都市計画担当課、担当課長、都市計画課担当課長(交通)																																																																																																																																																													
都市景観部長	■都市景観部長 □都市景観部次長 都市景観課長、みどり公園課長																																																																																																																																																													
都市整備部長	道路課長																																																																																																																																																													
委員	検討部会員																																																																																																																																																													
◎小磯副市長																																																																																																																																																														
○千田副市長																																																																																																																																																														
共創計画部長	企画計画課長、交通政策課担当課長																																																																																																																																																													
歴史まちづくり推進担当担当部長	歴史まちづくり推進担当担当課長																																																																																																																																																													
防災安全部長	総合防災課長																																																																																																																																																													
市民生活部長	観光課長、商工課長																																																																																																																																																													
まちづくり計画部長	土地利用政策課長、都市計画課長																																																																																																																																																													
都市景観部長	■都市景観部長 □都市景観部次長 みどり課長																																																																																																																																																													
都市整備部長	道路課担当課長、公園課長																																																																																																																																																													
文化財部長	文化財課長																																																																																																																																																													

32	ア 鎌倉の文化財の種類・数 鎌倉市における文化財の数は、昭和60年(1985年)から昭和62年(1987年)にかけて鎌倉市教育委員会が実施した悉(しつ)皆(かい)調査により、有形文化財(建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍(てんせき))、民俗文化財、天然記念物の各分類で合計約27,000件が報告されている。 さらに、史跡、名勝及び466箇所を数える周知の埋蔵文化財包蔵地を合わせると、鎌倉市における令和3年(2021年)4月1日現在の文化財数は約27,500に及ぶが、そのうち指定文化財は609件、登録有形文化財は34件である。 イ 指定・登録文化財等 令和3年(2021年)4月1日現在の鎌倉市における指定文化財は、国宝15件を含む国指定217件、神奈川県指定64件、鎌倉市指定328件の総数609件を数える。また、国登録有形文化財として34件が登録されている。	ア 鎌倉の文化財の種類・数 鎌倉市における文化財の数は、昭和60年(1985年)から昭和62年(1987年)にかけて鎌倉市教育委員会が実施した悉(しつ)皆(かい)調査により、有形文化財(建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍(てんせき))、民俗文化財、天然記念物の各分類で合計約27,000件が報告されている。 さらに、史跡、名勝及び466箇所を数える周知の埋蔵文化財包蔵地を合わせると、鎌倉市における令和2年(2020年)4月1日現在の文化財数は約27,500に及ぶが、そのうち指定文化財は610件、登録有形文化財は29件である。 イ 指定・登録文化財等 令和2年(2020年)4月1日現在の鎌倉市における指定文化財は、国宝15件を含む国指定216件、神奈川県指定66件、鎌倉市指定328件の総数610件を数える。また、国登録有形文化財として29件が登録されている。																																																																																																																																																																																																																																																																										
34	表1-3 指定等文化財の件数 (令和3年4月1日現在) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="10">有形文化財</th><th colspan="2">民俗文化財</th><th colspan="2">記念物</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>建造物</th><th>絵画</th><th>彫刻</th><th>工芸</th><th>書跡</th><th>典籍</th><th>古文書</th><th>考古資料</th><th>歴史資料</th><th>無形文化財</th><th>有形</th><th>無形</th><th>史跡</th><th>名勝</th><th>天然記念物</th></tr><tr><td>国宝</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>6</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>15</td></tr><tr><td>国指定</td><td>22</td><td>29</td><td>38</td><td>22</td><td>24</td><td></td><td>27</td><td>4</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>31</td><td>3</td><td></td><td>202</td></tr><tr><td>県指定</td><td>6</td><td>9</td><td>23</td><td>15</td><td>2</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>64</td></tr><tr><td>市指定</td><td>33</td><td>53</td><td>87</td><td>29</td><td>19</td><td>5</td><td>14</td><td>17</td><td>5</td><td>2</td><td>23</td><td>1</td><td>9</td><td></td><td>32</td><td>328</td></tr><tr><td>国登録</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>34</td></tr><tr><td>合計</td><td>93</td><td>95</td><td>149</td><td>72</td><td>49</td><td>5</td><td>42</td><td>23</td><td>7</td><td>2</td><td>25</td><td>1</td><td>42</td><td>3</td><td>32</td><td>649</td></tr></table>		有形文化財										民俗文化財		記念物		合計	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	国宝	1	4	1	6	3											15	国指定	22	29	38	22	24		27	4	2				31	3		202	県指定	6	9	23	15	2		2			2	1	2				64	市指定	33	53	87	29	19	5	14	17	5	2	23	1	9		32	328	国登録	34															34	合計	93	95	149	72	49	5	42	23	7	2	25	1	42	3	32	649	表1-3 指定等文化財の件数 (令和2年4月1日現在) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="10">有形文化財</th><th colspan="2">民俗文化財</th><th colspan="2">記念物</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>建造物</th><th>絵画</th><th>彫刻</th><th>工芸</th><th>書跡</th><th>典籍</th><th>古文書</th><th>考古資料</th><th>歴史資料</th><th>無形文化財</th><th>有形</th><th>無形</th><th>史跡</th><th>名勝</th><th>天然記念物</th></tr><tr><td>国宝</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>6</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>15</td></tr><tr><td>国指定</td><td>21</td><td>29</td><td>38</td><td>22</td><td>43</td><td></td><td>8</td><td>4</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>31</td><td>3</td><td></td><td>206</td></tr><tr><td>県指定</td><td>9</td><td>9</td><td>24</td><td>15</td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td>66</td></tr><tr><td>市指定</td><td>33</td><td>53</td><td>87</td><td>29</td><td>19</td><td>5</td><td>14</td><td>17</td><td>5</td><td>2</td><td>23</td><td></td><td>9</td><td></td><td>32</td><td>328</td></tr><tr><td>国登録</td><td>29</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>29</td></tr><tr><td>合計</td><td>93</td><td>95</td><td>150</td><td>72</td><td>67</td><td>5</td><td>22</td><td>23</td><td>7</td><td>2</td><td>25</td><td>1</td><td>42</td><td>3</td><td>32</td><td>633</td></tr></table>		有形文化財										民俗文化財		記念物		合計	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	国宝	1	4	1	6	3											15	国指定	21	29	38	22	43		8	4	2				31	3		206	県指定	9	9	24	15	2			2			2	1	2			66	市指定	33	53	87	29	19	5	14	17	5	2	23		9		32	328	国登録	29															29	合計	93	95	150	72	67	5	22	23	7	2	25	1	42	3	32	633
	有形文化財										民俗文化財		記念物		合計																																																																																																																																																																																																																																																													
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形	無形	史跡	名勝		天然記念物																																																																																																																																																																																																																																																												
国宝	1	4	1	6	3											15																																																																																																																																																																																																																																																												
国指定	22	29	38	22	24		27	4	2				31	3		202																																																																																																																																																																																																																																																												
県指定	6	9	23	15	2		2			2	1	2				64																																																																																																																																																																																																																																																												
市指定	33	53	87	29	19	5	14	17	5	2	23	1	9		32	328																																																																																																																																																																																																																																																												
国登録	34															34																																																																																																																																																																																																																																																												
合計	93	95	149	72	49	5	42	23	7	2	25	1	42	3	32	649																																																																																																																																																																																																																																																												
	有形文化財										民俗文化財		記念物		合計																																																																																																																																																																																																																																																													
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形	無形	史跡	名勝		天然記念物																																																																																																																																																																																																																																																												
国宝	1	4	1	6	3											15																																																																																																																																																																																																																																																												
国指定	21	29	38	22	43		8	4	2				31	3		206																																																																																																																																																																																																																																																												
県指定	9	9	24	15	2			2			2	1	2			66																																																																																																																																																																																																																																																												
市指定	33	53	87	29	19	5	14	17	5	2	23		9		32	328																																																																																																																																																																																																																																																												
国登録	29															29																																																																																																																																																																																																																																																												
合計	93	95	150	72	67	5	22	23	7	2	25	1	42	3	32	633																																																																																																																																																																																																																																																												
34	(ア) 国指定文化財 国指定文化財は、建造物等の有形文化財183件、記念物34件の計217件からなるが、それらの内訳は銅造(どうぞう)阿弥陀(あみだ)如来(にょらい)坐像(ざぞう)、円覚寺舍利殿等を含む国宝15件、重要文化財168件、鶴岡八幡宮境内、建長寺境内、鎌倉大仏殿跡、永福寺跡等の史跡が31件、名勝等が3件(「名勝」として指定を受けている「瑞泉寺(ずいせんじ)庭園」、及び「史跡及び名勝」として指定を受けている「建長寺庭園」、「円覚寺庭園」)となっている。 (イ) 神奈川県指定文化財 神奈川県指定文化財64件の内訳は、覚園寺本堂(薬師堂)等の有形文化財が59件、面掛(めんかけ)行列(ぎょうれつ)等の民俗文化財が3件、百八やぐら等の史跡が2件である。 (エ) 国登録有形文化財 令和3年(2021年)4月1日現在の登録有形文化財は、鎌倉文学館本館、旧華頂宮(かちょうのみや)住宅主屋等34件である。 (オ) 景観重要建造物・市景観重要建築物等 令和3年(2021年)4月1日現在、景観重要建造物は旧川喜多(かわきた)邸別邸(旧和辻(わつじ)邸)の1件、市景観重要建築物等は、鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸(もろと)邸)、東勝寺橋、極楽洞(ごう)、旧神奈川県湘南水道鎌倉加圧ポンプ所、萬屋(よろずや)本店等34件である。	(ア) 国指定文化財 国指定文化財は、建造物等の有形文化財182件、記念物34件の計216件からなるが、それらの内訳は銅造(どうぞう)阿弥陀(あみだ)如来(にょらい)坐像(ざぞう)、円覚寺舍利殿等を含む国宝15件、重要文化財167件、鶴岡八幡宮境内、建長寺境内、鎌倉大仏殿跡、永福寺跡等の史跡が31件、名勝等が3件(「名勝」として指定を受けている「瑞(ずい)泉(せん)寺(じ)庭園」、及び「史跡及び名勝」として指定を受けている「建長寺庭園」、「円覚寺庭園」)となっている。 (イ) 神奈川県指定文化財 神奈川県指定文化財66件の内訳は、覚園寺本堂(薬師堂)等の有形文化財が61件、面(めん)掛(かけ)行列(ぎょうれつ)等の民俗文化財が3件、百八やぐら等の史跡が2件である。 (エ) 国登録有形文化財 令和2年(2020年)4月1日現在の登録有形文化財は、鎌倉文学館本館、旧華頂宮(かちょうのみや)住宅主屋等29件である。 (オ) 景観重要建造物・市景観重要建築物等 令和2年(2020年)4月1日現在、景観重要建造物は旧川(かわ)喜(き)多(た)邸別邸(旧和(わ)辻(つじ)邸)の1件、市景観重要建築物等は、鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸(もろと)邸)、東勝寺橋、極楽洞(ごう)等33件である。																																																																																																																																																																																																																																																																										

56	(4) 埋蔵文化財 <u>令和3年(2021年)</u>4月1日現在、鎌倉市内の埋蔵文化財包蔵地は<u>467</u>箇所を数える。これらのうち、三方を山に囲まれた鎌倉地域に325箇所、それ以外の地域に<u>142</u>箇所が分布する。 時代別には、旧石器時代・縄文時代・弥生時代が56箇所、古墳時代・奈良平安時代が80箇所、中世が<u>363</u>箇所、近世が5箇所、不明が38箇所である。 種別では、やぐらが184箇所、社寺跡が99箇所、散布地80箇所、城館跡63箇所、これらが全体の約80%を占めている。 鎌倉地域は、鎌倉幕府及び後続する鎌倉府の根拠地として中世都市を形成したエリアであり、周囲を取り囲む山稜部及び海浜部を含め、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、やぐら、社寺境内・社寺跡、都市遺跡その他の遺跡が濃密に分布している。このような豊富な埋蔵文化財が鎌倉の大きな特徴である。	(4) 埋蔵文化財 <u>令和2年(2020年)</u>4月1日現在、鎌倉市内の埋蔵文化財包蔵地は468箇所を数える。これらのうち、三方を山に囲まれた鎌倉地域に325箇所、それ以外の地域に143箇所が分布する。 時代別には、旧石器時代・縄文時代・弥生時代が56箇所、古墳時代・奈良平安時代が80箇所、中世が364箇所、近世が5箇所、不明が38箇所である。 種別では、やぐらが184箇所、社寺跡が99箇所、散布地80箇所、城館跡63箇所、これらが全体の約80%を占めている。 鎌倉地域は、鎌倉幕府及び後続する鎌倉府の根拠地として中世都市を形成したエリアであり、周囲を取り囲む山稜部及び海浜部を含め、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、やぐら、社寺境内・社寺跡、都市遺跡その他の遺跡が濃密に分布している。このような豊富な埋蔵文化財が鎌倉の大きな特徴である。
116	現存する鎌倉文学館(旧前田家別邸)、<u>鎌倉市長谷子ども会館(平成30年(2018年)4月閉館、以下「旧諸戸邸(旧長谷子ども会館)」という。)</u>、<u>旧華頂宮邸</u>、<u>古我邸</u>(旧荘邸)などは、その代表的な建物であり、この他にも往時を偲ばせる別荘建築が数多く残されている。 <u>旧諸戸邸(旧長谷子ども会館)</u>は、鎌倉文学館の南西の閑静な住宅街に佇む小さな洋館である。明治41年(1908年)に株式仲買人として財を成した福島浪蔵別邸として建てられ、当時は現存の洋館部分の北側及び北東部に和風棟が建ち、広大な敷地に庭園が設けられていたと考えられている。これらの建物は、大正10年(1921年)に実業家の諸戸清六別邸となり、関東大震災に遭っても建物は健在であったが、昭和51年(1976年)頃から建物が使用されなくなると、広大な土地はその殆どが分割され、23の宅地に姿を変えてしまった。昭和55年(1980年)に寄贈を受けた鎌倉市がここを鎌倉市長谷子ども会館とするため改修工事を始めた際には、和風棟は殆ど姿を消しており、代わりに資は洋風館部北部に建物を増築し、洋館と一体化させて子ども会館とした。現在、創建当時の2階建ての洋館とその北側の廊下部分、及び蔵のみである。<u>建物の特徴としては、建物内外観の華麗な細部意匠物があげられる。特にバルコニー周りの装飾は華麗であり、円柱とその柱頭の意匠などに現れている。また、ドアや窓などの開口部廻りの装飾にも大変クラシカルな造形が施されており、天然スレート鱗形葺きの屋根と擬宝珠を模した棟飾りなども含めて、明治期以降には見られないような大変手の込んだ意匠を施している。建物の規模の割には豊富な装飾が施されており、この規模にこれだけの造形密度の濃さを有しているものは珍しく、平成18年(2006年)10月に、国の登録有形文化財にも登録された際に「再現することが容易でないもの」との評価がなされている。市による改修時も旧状に復すよう注意深く工事が行われており、明治期の貴重な遺構で、これらの細部意匠を含め保存することが重要な建築物である。</u>	現存する鎌倉文学館(旧全前田家別邸)、古賀邸(旧荘邸)、鎌倉市長谷子ども会館などは、その代表的な建物であり、この他にも往時を偲ばせる別荘建築が数多く残されている。 長谷子ども会館は、鎌倉文学館の南西の閑静な住宅街に佇む小さな洋館である。明治41年(1908年)に株式仲買人として財を成した福島浪蔵別邸として建てられ、当時は現存の洋館部分の北側及び北東部に和風棟が建ち、広大な敷地に庭園が設けられていたと考えられている。これらの建物は、大正10年(1921年)に実業家の諸戸清六別邸となり、関東大震災に遭っても建物は健在であったが、昭和51年(1976年)頃から建物が使用されなくなると、広大な土地はその殆どが分割され、23の宅地に姿を変えてしまった。昭和55年(1980年)に寄贈を受けた鎌倉市がここを鎌倉市長谷子ども会館とするため改修工事を始めた際には、和風棟は殆ど姿を消しており、代わりに資は洋風館部北部に建物を増築し、洋館と一体化させて子ども会館とした。現在、創建当時の2階建ての洋館とその北側の廊下部分、及び蔵のみであるが、市による改修時も旧状に復すよう注意深く工事が行われており、明治期の貴重な遺構といえる。

120	旧華頂宮邸は、文治4年(1188年)創建の浄妙寺や竹林の庭で有名な報国寺にほど近い、衣張山東側の静かな谷戸の奥に位置する。昭和4年(1929年)春、華頂博信侯爵邸として建てられ、当時から常住の住宅として用いられていたというが、華頂夫妻が生活したのは数年のみであった。その後、度々持ち主が変わり、昭和42年(1967年)頃実業家の松崎貞治郎氏が購入、昭和45年(1970年)頃から松崎夫妻が常住するところになり、敷地の最南端の茶室、門及び和風平屋がこの時東京から移築された。外観は、洋風民家に設けられるハーフティンバースタイルで、<u>洋風の門、敷地内の樹木、幾何学式庭園と一体となり、往時の華やかな暮らしを彷彿させる。平成8年5月、市が譲渡を受け、庭園の一般公開等を行っている。緑に囲まれた落ち着いた谷戸の景観を形成する貴重な洋風建築物及び庭園で、平成19年(2007年)には、「日本の歴史公園100選」にも選ばれている。</u> <u>主要地方道藤沢鎌倉線の大仏坂トンネルの鎌倉側すぐ手前の東側に建つ旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所は、神奈川県営水道の最初の事業である湘南水道の加圧ポンプ場で、相模川から取水した水を湘南の地域に供給するため、昭和11年(1936年)4月に建設されたものである。建築物は、昭和41年(1966年)年4月から鎌倉市の大仏坂体育館として用いられたが、平成14年(2002年)3月からは体育館としても利用されていない。神奈川県営の水道事業の最初の水道施設であり、別荘などに水を気供給する戦前の鎌倉の水道施設の希少な遺構である。また、全面スクラッチタイル張り外観は、大仏坂トンネル近辺の景観の大きなポイント的要素となっており、大仏坂トンネルとあいまって、鎌倉の戦前の産業遺構群を形成している。</u>	
147	ア 総合計画 市では、平成8年(1996年)3月に策定した第3次鎌倉市総合計画の基本構想において、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を鎌倉市の将来都市像に掲げ、その実現にあたり六つの将来目標とその方向を定めている。 また、将来都市像や将来目標を実現するための政策・施策体系と手段を具体的に示すため、平成26年(2014年)4月から第3期基本計画の計画期間が始まり、六つの将来目標を支える横断的な取組として、「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を「計画の推進に向けた考え方」として位置付けた。歴史的風致維持向上計画の策定及び推進は、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を具体化するための取組の一つである。 令和2年(2020年)4月から<u>始まった</u>第4期基本計画においては、「<u>歴史的遺産と共生するまちづくり</u>」は、「<u>歴史的遺産の保全</u>」「<u>景観形成の推進</u>」「<u>人</u>」優先の交通環境の実現」「<u>防災対策の推進</u>」「<u>観光と市民生活の両立</u>」に取り組むこととしており、「鎌倉の魅力と価値の共有」「住み続けたい、住んでみたい、訪れたいまちづくり」「世界遺産のあるまちを目指して」という考えの実現のため、引き続き歴史的風致維持向上計画の推進を図る<u>必要がある。</u>	ア 総合計画 市では、平成8年(1996年)3月に策定した第3次鎌倉市総合計画の基本構想において、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を鎌倉市の将来都市像に掲げ、その実現にあたり六つの将来目標とその方向を定めている。 また、将来都市像や将来目標を実現するための政策・施策体系と手段を具体的に示すため、平成26年(2014年)4月から第3期基本計画の計画期間が始まり、六つの将来目標を支える横断的な取組として、「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を「計画の推進に向けた考え方」として位置付けた。歴史的風致維持向上計画の策定及び推進は、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を具体化するための取組の一つである。 令和2年(2020年)4月から始まる第4期基本計画においては、「鎌倉の魅力と価値の共有」「住み続けたい、住んでみたい、訪れたいまちづくり」「世界遺産のあるまちを目指して」という考えの実現のため、引き続き歴史的風致維持向上計画の推進を図る。

147	イ 関連計画 第3次鎌倉市総合計画の基本構想にある六つの将来目標の実現に向け、市では様々な計画を策定している。このうち、「鎌倉市都市マスタープラン」及び「鎌倉市環境基本計画」は、第4期基本計画の基礎条件に関わる横断的な計画として位置付けられ、第3次鎌倉市総合計画とともに鎌倉市歴史的風致維持向上計画にも深く関わるものである。 <u>また、平成30年(2018年)3月に策定した「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」では、持続可能な都市経営につながる魅力ある都市創造を目的として、全市的なまちづくりの視点を踏まえ、官民連携による公的不動産の利活用を図ることとし、歴史的建造物である「扇湖山荘(鎌倉山)」、「旧華頂宮邸(浄明寺)」、「旧前田邸(長谷)」、「旧和辻邸(雪ノ下)」、「旧村上邸(西御門)」などの市内に点在する旧邸宅の利活用の方向性を定めている。中でも、扇湖山荘の利活用については、旧邸宅群の一つのシンボルとして鎌倉の歴史・文化・まち並みの保存と新たな価値創造等につながる先導的な活用を基本方針としている。</u> <u>本市においては、この他、歴史環境、都市景観、防災・安全、総合交通、観光等様々な分野における個別計画を定めており、これらの計画との整合を図りながら、歴史的風致維持向上計画の推進を図る必要がある。</u>	イ 関連計画 第3次鎌倉市総合計画の基本構想にある六つの将来目標の実現に向け、市では様々な計画を策定している。このうち、「鎌倉市都市マスタープラン」及び「鎌倉市環境基本計画」は、第3期基本計画の基礎条件に関わる横断的な計画に位置付けられ、第3次鎌倉市総合計画とともに鎌倉市歴史的風致維持向上計画にも深く関わるものである。 この他、歴史環境、都市景観、防災・安全、総合交通、観光等様々な分野における個別計画との整合を図りながら、歴史的風致維持向上計画の推進を図る必要がある。
152	歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会 副市長、<u>共生共創部</u>、歴史まちづくり推進担当、<u>市民防災部</u>、<u>まちづくり計画部</u>、<u>都市景観部</u>、<u>都市整備部</u>、<u>教育文化財部</u> <u>歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討部会</u> <u>構成事業担当部局等</u> ※<u>令和3年</u>4月1日時点	歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会 副市長、経営企画部、歴史まちづくり推進担当、防災安全部、市民活動部、まちづくり景観部、都市整備部、文化財部 ※平成29年7月1日時点
161	※図4-5 鎌倉風致地区と重点区域の図と表4-2 風致地区における許可等の基準を入れ替える。	—
165	ウ 高度地区・景観地区 市では、既に法令に基づく建築物の高さ制限がある風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これらの地域に次いで良好な居住環境の維持向上が求められている第一種中高層住居専用地域を建築物の高さの最高限度が15mに制限される高度地区に指定し、良好な住環境の維持向上を図っている。<u>なお、令和3年(2021年)3月に、住環境や景観と調和した、まち並みの形成を確実に誘導するため、用途地域に応じ、全市的な高度地区の指定拡大を行っている。</u> また、高度地区とともに、景観法に基づく景観地区も定めており、建築物の高さの最高限度を15m(ただし、第一種低層住居専用地域内では10m)に制限するとともに、建築物の形態意匠についても制限を行っており、<u>建築物の建築等を行う場合には、市長の認定を受ける必要がある。</u> 今後引き続き建築物の高さ等の制限を適用することで、歴史的まち並みの保全・継承との調整を図っていく。	ウ 高度地区・景観地区 市では、既に法令に基づく建築物の高さ制限がある風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これらの地域に次いで良好な居住環境の維持向上が求められている第一種中高層住居専用地域を建築物の高さの最高限度が15mに制限される高度地区に指定し、良好な住環境の維持向上を図っている。 また、高度地区とともに、景観法に基づく景観地区も定めており、建築物の高さの最高限度を15m(ただし、第一種低層住居専用地域内では10m)に制限するとともに、建築物の形態意匠についても制限を行っている。 今後引き続き建築物の高さ等の制限を適用することで、歴史的まち並みの保全・継承との調整を図っていく。
165	<u>第一種低層住居専用地域と景観地区が重複(高さ10m以下)別図のとおり</u> ※「<u>図4-6 高度地区、景観地区、風致地区と重点区域</u>」については、<u>全市的な高度地区の指定状況を反映し、高度地区の拡大範囲と種別を追加する。</u>	一部重複(高さ10m以下) 別図のとおり

167	ア 景観計画 市では、調和と風格ある鎌倉らしい景観形成を総合的かつ計画的に進めるために、景観法に基づき、平成19年(2007年)に「鎌倉市景観計画」を策定し、良好な景観づくりを進めてきた。計画では、鎌倉市全域を「古都鎌倉大景」に設定するとともに、<u>地域特性等により、「古都景域」と「都市景域」の二つの景域、五つの景観地域、四つのベルト、三つの拠点を設定し、それぞれについて景観形成の方針を定めている。</u> 行為の制限については、市全域が景観法に基づく景観計画区域であるため、市内で一定規模以上の建築行為(500㎡以上の土地に関する開発行為又は建築物の建築等、高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のもの)等は届出が必要となっている。また、由比ガ浜通り、由比ガ浜中央、鎌倉芸術館周辺の3地区では、独自の景観形成方針と基準を定める特定地区として設定しており、建築物の建築等、工作物の建設等、土地の形質の変更、木竹の伐採又は植栽等を行う際には、鎌倉市に届出を行うことが法的に義務付けられ、その方針と基準に適合しているかの確認を受ける必要がある。 <u>また、屋外広告物については、景観法第8条第2項第5号イの規定に基づき、「行為の制限に関する事項」を定め、神奈川県屋外広告物条例の許可にあわせて、協議を行っている。</u>	ア 景観計画 市では、調和と風格ある鎌倉らしい景観形成を総合的かつ計画的に進めるために、景観法に基づき、平成19年(2007年)に「鎌倉市景観計画」を策定し、良好な景観づくりを進めてきた。計画では、鎌倉市全域を「古都鎌倉大景」に設定するとともに、二つの景域、五つの景観地域、四つのベルト、三つの拠点を設定し、それぞれについて景観形成の方針を定めている。 行為の制限については、市全域が景観法に基づく景観計画区域であるため、市内で一定規模以上の建築行為(500㎡以上の土地に関する開発行為又は建築物の建築等、高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のもの)等は届出が必要となっている。また、由比ガ浜通り、由比ガ浜中央、鎌倉芸術館周辺の3地区は、独自の景観形成方針と基準を定める特定地区として設定しており、建築物の建築等、工作物の建設等、土地の形質の変更、木竹の伐採又は植栽等を行う際には、鎌倉市に届出を行うことが法的に義務付けられ、その方針と基準に適合しているかの確認を受けることとなる。
168	イ 都市景観条例 市では、「鎌倉市都市景観条例」を制定し、景観法と一体となった景観形成に努めている。同条例では、景観形成地区を指定しており、景観法に基づく特定地区と同様に建築物の建築等、工作物の建設等、土地の形質の変更、木竹の伐採及び又は植栽の際には届出が必要としている。さらに広告物等の表示、設置、増設、改造、移設又は色彩若しくは表示方法の変更を行う際にも届出が必要となる。(ただし、特定地区と異なり、勧告、変更命令や罰則の適用はない。) 重点区域では、由比ガ浜通り、由比ガ浜中央、浄明寺胡桃ヶ谷が景観形成地区に該当する。 <u>なお、平成28年(2016年)3月の国の景観法運用指針の改正を受け、条例を改正し、景観法の届出に係る行為のうち、一定規模以上のものについて、事業者と景観行政団体である市が予め景観配慮協議を行うこととし、運用を開始した。</u> また、同条例に基づき指定している「鎌倉市景観重要建築物等」については、引き続き外観等の修理に必要な経費について助成を行うとともに、所有者等との連携強化を図ることで、その保存、活用に係る一層の取組を進める。 <u>※「景観配慮協議の流れ」の図を追記(別図のとおり)</u>	イ 都市景観条例 市では、「鎌倉市都市景観条例」を制定し、景観法と一体となった景観形成に努めている。同条例では、景観形成地区を指定しており、景観法に基づく特定地区と同様に建築物の建築等、工作物の建設等、土地の形質の変更、木竹の伐採及び又は植栽の際には届出が必要としている。さらに広告物等の表示、設置、増設、改造、移設又は色彩若しくは表示方法の変更を行う際にも届出が必要となる。(ただし、特定地区と異なり、勧告、変更命令や罰則の適用はない。) 重点区域では、由比ガ浜通り、由比ガ浜中央、浄明寺胡桃ヶ谷が景観形成地区に該当する。 また、同条例に基づき指定している「鎌倉市景観重要建築物等」については、引き続き外観等の修理に必要な経費について助成を行うとともに、所有者等との連携強化を図ることで、その保存、活用に係る一層の取組を進める。
168	<u>ウ 地域で取り組む景観づくり</u> <u>平成23年(2011年)4月には、景観法第92条の規定に基づき、「一般社団法人 ひと・まち・鎌倉ネットワーク」を景観整備機構を指定した。景観整備機構は、民間団体や市民による景観保全・整備の一層の推進を図る観点から、地域で景観づくりに取り組む団体で、市と連携しながら、景観形成協議会への専門家の派遣や助言等の援助、鎌倉らしい景観分析等の調査研究など、良好な景観の形成の推進に取り組んでいる。</u> <u>また、令和元年度(2019年度)には、地元商店会・自治会町内会、景観形成機構、市が協力し、重点区域において景観形成上重要な、若宮大路・小町通りのまち並みを建築主、事業者等とともに創造していくための「まち並みの作法集」として、若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインを策定し、景観整備機構の協力を得て、令和2年(2020年)4月から運用を開始している。</u>	—

173	(1) 鎌倉市全体に関する方針 鎌倉市における文化財数は、昭和60年(1985年)から昭和62年(1987年)にかけて鎌倉市教育委員会により行われた悉皆調査により、未指定の文化財も含め、有形文化財(建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍)、民俗文化財、天然記念物等、約27,000件が報告されている。 このうち、市内の指定文化財は、令和3年(2021年)4月1日現在、国宝15件を含む国指定216件、神奈川県指定64件、鎌倉市指定328件の総数609件を数える。また、国登録有形文化財として34件が登録されている。 国、神奈川県及び鎌倉市指定文化財については、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づき、所有者等が適切な保存管理を実施し、行政はその保存管理に関する助言・指導を行うと同時に、保存のための修理や整備に係る経費についても必要に応じて助成を行っている。 市は引き続き、国及び神奈川県と連携し、指導・助言及び修理等に係る助成を計画的に行い、指定文化財等の適切な保存を図るとともに、約27,500件に上る文化財のうち、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、それらの学術的、歴史的及び芸術的等の価値を確定させるとともに、特に保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うこととする。 なお、文化財の保存に関しては、その特徴や性質に応じて適切な対応が求められることから、「有形文化財(建造物)」、「無形文化財・無形民俗文化財」、「史跡・名勝」、「埋蔵文化財」について、それぞれ保存に関する方針を定める。	(1) 鎌倉市全体に関する方針 鎌倉市における文化財数は、昭和60年(1985年)から昭和62年(1987年)にかけて鎌倉市教育委員会により行われた悉皆調査により、未指定の文化財も含め、有形文化財(建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍)、民俗文化財、天然記念物等、約27,000件が報告されている。 このうち、市内の指定文化財は、令和2年(2020年)4月1日現在、国宝15件を含む国指定216件、神奈川県指定66件、鎌倉市指定328件の総数610件を数える。また、国登録有形文化財として26件が登録されている。 国、神奈川県及び鎌倉市指定文化財については、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づき、所有者等が適切な保存管理を実施し、行政はその保存管理に関する助言・指導を行うと同時に、保存のための修理や整備に係る経費についても必要に応じて助成を行っている。 市は引き続き、国及び神奈川県と連携し、指導・助言及び修理等に係る助成を計画的に行い、指定文化財等の適切な保存を図るとともに、約27,000件に上る文化財のうち、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、それらの学術的、歴史的及び芸術的等の価値を確定させるとともに、特に保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うこととする。 なお、文化財の保存に関しては、その特徴や性質に応じて適切な対応が求められることから、「有形文化財(建造物)」、「無形文化財・無形民俗文化財」、「史跡・名勝」、「埋蔵文化財」について、それぞれ保存に関する方針を定める。
175	エ 埋蔵文化財 令和3年(2021年)4月1日現在、市域における周知の埋蔵文化財包蔵地は467箇所を数え、面積は市域の約60%に達し、特に鎌倉地域は、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。埋蔵文化財包蔵地内での住宅等の建替えや新築、宅地造成等の開発行為等の土木工事に関しては、事業者に対して文化財保護法に基づく届出の提出を徹底するとともに、神奈川県教育委員会とも連携を図りながら適切な指導を行っている。 やむを得ず現状保存できない場合には、記録保存のための発掘調査を行うが、市が実施する発掘調査については、調査開始までの待機期間の長期化により事業者の負担が増大している状況にあることから、将来的に埋蔵文化財センターを設置することも視野に入れつつ、まずは調査・研究体制の強化・充実を図ることとする。	エ 埋蔵文化財 令和2年(2020年)4月1日現在、市域における周知の埋蔵文化財包蔵地は468箇所を数え、面積は市域の約60%に達し、特に鎌倉地域は、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。埋蔵文化財包蔵地内での住宅等の建替えや新築、宅地造成等の開発行為等の土木工事に関しては、事業者に対して文化財保護法に基づく届出の提出を徹底するとともに、神奈川県教育委員会とも連携を図りながら適切な指導を行っている。 やむを得ず現状保存できない場合には、記録保存のための発掘調査を行うが、市が実施する発掘調査については、調査開始までの待機期間の長期化により事業者の負担が増大し、過去に実施した調査の出土品整理及び調査報告書の作成についても遅滞している状況にあることから、将来的に埋蔵文化財センターを設置することも視野に入れつつ、まずは調査・研究体制の強化・充実を図ることとする。

178	(1) 鎌倉市全体に関する方針 史跡鶴岡八幡宮境内に所在する鎌倉国宝館は、昭和3年(1928年)4月3日に開館した歴史・美術の博物館である。鎌倉国宝館には、鎌倉市内や近隣市町の社寺に伝来する彫刻・絵画・工芸・書跡・古文書・考古資料など様々な文化財のうち、代表的な作品の多くが寄託され、保管・展示されている。昭和49年(1974年)には財団法人氏家浮世絵コレクションを館内に設立し、肉筆浮世絵百数十点のコレクションを保管・展示している。不時の災害から貴重な文化財を保護し、合わせて鎌倉を訪れる人々がこれらの文化財を容易に拝観、見学できるよう一堂に展示するという開館当初の目的に基づき、今後も当該施設を活用した文化財の保存・活用を図っていく。 なお、社寺の所有する文化財のうち、鎌倉国宝館に寄託等を行っていないものについては、各社寺の宝物館・収蔵庫等において適切に保存され、適時公開されていることから、要請に応じて必要な支援・連携を図っていく。 このほか、市が所有する文化施設としては、鎌倉国宝館に加え、鎌倉文学館、川喜多映画記念館、竈木清方記念美術館が挙げられ、市が指定した管理者が運営を行っているほか、現在、子どもから大人までが、鎌倉の歴史的遺産・文化的遺産を学び、体験・交流できる場として歴史文化交流館の整備が完了したことから、今後も各施設の連携を深め、有効な利用に向けた取組を図っていく。 また、歴史文化交流館に隣接する市有地に、文化財の収集、保管、調査研究、教育普及といった機能を備えた「(仮称)鎌倉博物館」の整備を予定しているところであり、将来的に、より効果的な文化財の公開活用が可能となるよう検討を進めていくこととする。 ※写真5-2 整備が完了した歴史文化交流館	(1) 鎌倉市全体に関する方針 史跡鶴岡八幡宮境内に所在する鎌倉国宝館は、昭和3年(1928年)4月3日に開館した歴史・美術の博物館である。鎌倉国宝館には、鎌倉市内や近隣市町の社寺に伝来する彫刻・絵画・工芸・書跡・古文書・考古資料など様々な文化財のうち、代表的な作品の多くが寄託され、保管・展示されている。昭和49年(1974年)には財団法人氏家浮世絵コレクションを館内に設立し、肉筆浮世絵百数十点のコレクションを保管・展示している。不時の災害から貴重な文化財を保護し、合わせて鎌倉を訪れる人々がこれらの文化財を容易に拝観、見学できるよう一堂に展示するという開館当初の目的に基づき、今後も当該施設を活用した文化財の保存・活用を図っていく。 なお、社寺の所有する文化財のうち、鎌倉国宝館に寄託等を行っていないものについては、各社寺の宝物館・収蔵庫等において適切に保存され、適時公開されていることから、要請に応じて必要な支援・連携を図っていく。 このほか、市が所有する文化施設としては、鎌倉国宝館に加え、鎌倉文学館、川喜多映画記念館、竈木清方記念美術館が挙げられ、市が指定した管理者が運営を行っているほか、現在、子どもから大人までが、鎌倉の歴史的遺産・文化的遺産を学び、体験・交流できる場として歴史文化交流センターの整備を進めていることから、今後も各施設の連携を深め、有効な利用に向けた取組を図っていく。 また、歴史文化交流センターに隣接する市有地に、文化財の収集、保管、調査研究、教育普及といった機能を備えた「(仮称)鎌倉博物館」の整備を予定しているところであり、将来的に、より効果的な文化財の公開活用が可能となるよう検討を進めていくこととする。 ※写真5-2 歴史文化交流センターとして整備する予定の建物
182	(2) 重点区域に関する計画 鎌倉国宝館では、貴重な文化財の保存・活用のため、建長寺及び円覚寺が毎年11月初めの文化の日前後に、虫干しと一般来訪者への公開を兼ねて行う「宝物風入れ」の際、両寺院から寄託されている文化財を一時返却し、陳列作業を手伝うなどの協力体制を築いており、今後もこの取組を継続していく。 また、鶴岡八幡宮、鎌倉宮、長谷寺等の社寺は、境内の宝物館・宝物殿において文化財の常時公開を行うなど、その活用に関する積極的な取組を実施していることから、要請に応じて必要な支援・連携を図ることとする。 文化財の展示に関しては、整備が完了した歴史文化交流館において、鎌倉で出土した遺物の展示や各種イベント等を積極的に開催しており、より効果的な啓発活動の展開を図るものとする。 この他、市指定文化財を逐次紹介、解説する「鎌倉の文化財」の刊行、市の広報誌である「広報かまくら」を活用した市指定文化財の周知、外国人観光客の増加に対応した日・英・中・韓等の多言語対応による文化財説明板の設置を進めていく。	(2) 重点区域に関する計画 鎌倉国宝館では、貴重な文化財の保存・活用のため、建長寺及び円覚寺が毎年11月初めの文化の日前後に、虫干しと一般来訪者への公開を兼ねて行う「宝物風入れ」の際、両寺院から寄託されている文化財を一時返却し、陳列作業を手伝うなどの協力体制を築いており、今後もこの取組を継続していく。 また、鶴岡八幡宮、鎌倉宮、長谷寺等の社寺は、境内の宝物館・宝物殿において文化財の常時公開を行うなど、その活用に関する積極的な取組を実施していることから、要請に応じて必要な支援・連携を図ることとする。 文化財の展示に関しては、現在整備を進めている歴史文化交流センターにおいて、鎌倉で出土した遺物の展示や各種イベント等を積極的に開催する予定であり、より効果的な啓発活動の展開を図るものとする。 この他、市指定文化財を逐次紹介、解説する「鎌倉の文化財」の刊行、市の広報誌である「広報かまくら」を活用した市指定文化財の周知、日・英・中・韓等の多言語対応による文化財説明板の設置、不特定多数の人々がインターネット等を通じて財源の提供等を行う「クラウドファンディング」手法による観光ルート板の作成などの試みも進めていく。

183	(1) 鎌倉市全体に関する方針 鎌倉には、この地において人々が生活を営んできた痕跡や遺跡が何層にもわたって地下に眠っているが、特に鎌倉時代は、東国における政治・経済の中心地であったこともあり、多くの人々がこの地で生活していたことから、当時の遺物が数多く出土する。遺跡の内、市で把握しているものは「周知の埋蔵文化財包蔵地」として地図に記載されているが、その範囲は、市域の60%以上にのぼり、三方を取り囲む山を含めた鎌倉地域は、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。 市ではこれまで、出土遺物を活用した教育普及活動として、年度ごとの発掘調査の成果を周知する速報展の開催や「鎌倉の埋蔵文化財」、「緊急調査報告書」の刊行、学校教育の場で鎌倉の埋蔵文化財を身近に感じてもらうための遺物セットの貸出、埋蔵文化財に関する展示や講座、発掘調査現場の現地説明会・見学会の開催、広報誌、ホームページ等を活用した情報発信等を行ってきたところである。 今後は、従前からの教育普及の取組を拡充するほか、整備が完了した歴史文化交流館での展示を実施するとともに、市庁舎内での展示の実施や神奈川県埋蔵文化財センター、神奈川県立歴史博物館との連携による特別展の実施など、より積極的な展示機会の拡充や遺跡の部分保存と公開に対する助成制度等新たな手法を検討するなど、埋蔵文化財の更なる活用に向け様々な取組を進めていくこととする。	(1) 鎌倉市全体に関する方針 鎌倉には、この地において人々が生活を営んできた痕跡や遺跡が何層にもわたって地下に眠っているが、特に鎌倉時代は、東国における政治・経済の中心地であったこともあり、多くの人々がこの地で生活していたことから、当時の遺物が数多く出土する。遺跡の内、市で把握しているものは「周知の埋蔵文化財包蔵地」として地図に記載されているが、その範囲は、市域の60%以上にのぼり、三方を取り囲む山を含めた鎌倉地域は、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。 市ではこれまで、出土遺物を活用した教育普及活動として、年度ごとの発掘調査の成果を周知する速報展の開催や「鎌倉の埋蔵文化財」、「緊急調査報告書」の刊行、学校教育の場で鎌倉の埋蔵文化財を身近に感じてもらうための遺物セットの貸出、埋蔵文化財に関する展示や講座、発掘調査現場の現地説明会・見学会の開催、広報誌、ホームページ等を活用した情報発信等を行ってきたところである。 今後は、埋蔵文化財の更なる活用に向け、現在整備を進めている歴史文化交流センターでの展示を実施するほか、従前からの取組を拡充するとともに、市庁舎内での展示の実施、神奈川県埋蔵文化財センター、神奈川県立歴史博物館との連携による特別展の実施など、より積極的な展示機会の拡充や遺跡の部分保存と公開に対する助成制度など新たな手法を検討し、様々な取組を進めていくこととする。																																																																																																																																																																				
185	表5-1 鎌倉市の文化財所管部局職員数と専門職員数(令和3年4月1日現在) <table><tr><th rowspan="2">部・課・担当</th><th rowspan="2">職員数</th><th colspan="2">勤務形態</th><th colspan="2">職種</th></tr><tr><th>常勤</th><th>非常勤</th><th>事務</th><th>学芸</th></tr><tr><td>総務文化財部</td><td>29</td><td>19</td><td>10</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>【部長】</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>【次長】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>文化財課</td><td>12</td><td>11</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>【課長】</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>文化財担当</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>史跡担当</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>12</td><td>1</td><td></td><td></td><td>4</td></tr><tr><td>【課長】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>博物館機能等整備推進担当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>鎌倉歴史文化交流館担当</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>鎌倉国史館担当</td><td>1</td><td>4</td><td></td><td></td><td>2</td></tr></table>	部・課・担当	職員数	勤務形態		職種		常勤	非常勤	事務	学芸	総務文化財部	29	19	10	1	1	【部長】	1					【次長】						文化財課	12	11			1	【課長】	1	1		1		文化財担当	1				1	史跡担当	1	3			1	生涯学習課	12	1			4	【課長】						博物館機能等整備推進担当						鎌倉歴史文化交流館担当	1	3			2	鎌倉国史館担当	1	4			2	表5-1 鎌倉市文化財部職員数と専門職員数(平成31年4月1日現在) <table><tr><th rowspan="2">部・課・担当</th><th rowspan="2">職員数</th><th colspan="2">勤務形態</th><th colspan="2">職種</th></tr><tr><th>常勤</th><th>非常勤</th><th>事務</th><th>学芸</th></tr><tr><td>文化財部</td><td>29</td><td>19</td><td>10</td><td>17</td><td>12</td></tr><tr><td>【部長】</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>【次長】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>文化財課</td><td>17</td><td>12</td><td>5</td><td>12</td><td>5</td></tr><tr><td>【課長】</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>文化財担当</td><td>12</td><td>8</td><td>4</td><td>8</td><td>4</td></tr><tr><td>史跡担当</td><td>4</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>文化財施設課</td><td>11</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>7</td></tr><tr><td>【課長】</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>博物館機能等整備推進担当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>鎌倉歴史文化交流館</td><td>6</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>国宝館担当</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	部・課・担当	職員数	勤務形態		職種		常勤	非常勤	事務	学芸	文化財部	29	19	10	17	12	【部長】	1	1		1		【次長】						文化財課	17	12	5	12	5	【課長】	1	1		1		文化財担当	12	8	4	8	4	史跡担当	4	3	1	3	1	文化財施設課	11	6	5	4	7	【課長】	1	1			1	博物館機能等整備推進担当						鎌倉歴史文化交流館	6	3	3	2	4	国宝館担当	4	2	2	2	2
部・課・担当	職員数			勤務形態		職種																																																																																																																																																																
		常勤	非常勤	事務	学芸																																																																																																																																																																	
総務文化財部	29	19	10	1	1																																																																																																																																																																	
【部長】	1																																																																																																																																																																					
【次長】																																																																																																																																																																						
文化財課	12	11			1																																																																																																																																																																	
【課長】	1	1		1																																																																																																																																																																		
文化財担当	1				1																																																																																																																																																																	
史跡担当	1	3			1																																																																																																																																																																	
生涯学習課	12	1			4																																																																																																																																																																	
【課長】																																																																																																																																																																						
博物館機能等整備推進担当																																																																																																																																																																						
鎌倉歴史文化交流館担当	1	3			2																																																																																																																																																																	
鎌倉国史館担当	1	4			2																																																																																																																																																																	
部・課・担当	職員数	勤務形態		職種																																																																																																																																																																		
		常勤	非常勤	事務	学芸																																																																																																																																																																	
文化財部	29	19	10	17	12																																																																																																																																																																	
【部長】	1	1		1																																																																																																																																																																		
【次長】																																																																																																																																																																						
文化財課	17	12	5	12	5																																																																																																																																																																	
【課長】	1	1		1																																																																																																																																																																		
文化財担当	12	8	4	8	4																																																																																																																																																																	
史跡担当	4	3	1	3	1																																																																																																																																																																	
文化財施設課	11	6	5	4	7																																																																																																																																																																	
【課長】	1	1			1																																																																																																																																																																	
博物館機能等整備推進担当																																																																																																																																																																						
鎌倉歴史文化交流館	6	3	3	2	4																																																																																																																																																																	
国宝館担当	4	2	2	2	2																																																																																																																																																																	
186	表5-2 鎌倉市文化財専門委員会 委員名簿 (令和3年4月1日現在 敬称略) <table><tr><th>役職</th><th>氏名</th><th>専門分野</th><th>役職等</th></tr><tr><td></td><td>大野 敏</td><td>建築史</td><td>横浜国立大学教授</td></tr><tr><td>副会長</td><td>大谷津早苗</td><td>民俗学</td><td>昭和女子大学教授</td></tr><tr><td></td><td>奥窪聖美</td><td>漆工史</td><td>東京藝術大学非常勤講師</td></tr><tr><td></td><td>小林紀子</td><td>近世史</td><td>横浜市歴史博物館主任学芸員</td></tr><tr><td></td><td>佐藤孝雄</td><td>考古学・仏教史・仏教学</td><td>慶應義塾大学教授・高徳院住職</td></tr><tr><td></td><td>血井 舞</td><td>彫刻史</td><td>東京国立博物館主任研究員</td></tr><tr><td></td><td>鈴木伸一</td><td>植生学</td><td>東京農業大学教授</td></tr><tr><td></td><td>瀬谷 愛</td><td>絵画史</td><td>東京国立博物館主任研究員</td></tr><tr><td>会長</td><td>高橋慎一郎</td><td>中世史</td><td>東京大学史料編纂所教授</td></tr><tr><td></td><td>御堂島正</td><td>考古学</td><td>大正大学教授</td></tr></table> 任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日	役職	氏名	専門分野	役職等		大野 敏	建築史	横浜国立大学教授	副会長	大谷津早苗	民俗学	昭和女子大学教授		奥窪聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師		小林紀子	近世史	横浜市歴史博物館主任学芸員		佐藤孝雄	考古学・仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授・高徳院住職		血井 舞	彫刻史	東京国立博物館主任研究員		鈴木伸一	植生学	東京農業大学教授		瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館主任研究員	会長	高橋慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授		御堂島正	考古学	大正大学教授	表5-2 鎌倉市文化財専門委員会 委員名簿 (令和2年4月1日現在 敬称略) <table><tr><th>役職</th><th>氏名</th><th>専門分野</th><th>役職等</th></tr><tr><td></td><td>大野 敏</td><td>建築史</td><td>横浜国立大学教授</td></tr><tr><td></td><td>大谷津早苗</td><td>民俗学</td><td>昭和女子大学教授</td></tr><tr><td></td><td>奥窪聖美</td><td>漆工史</td><td>東京藝術大学非常勤講師</td></tr><tr><td></td><td>佐藤孝雄</td><td>考古学・仏教史・仏教学</td><td>慶應義塾大学教授・高徳院住職</td></tr><tr><td></td><td>血井 舞</td><td>彫刻史</td><td>東京国立博物館主任研究員</td></tr><tr><td></td><td>鈴木伸一</td><td>植生学</td><td>東京農業大学教授</td></tr><tr><td></td><td>瀬谷 愛</td><td>絵画史</td><td>東京国立博物館主任研究員</td></tr><tr><td>副会長</td><td>高橋慎一郎</td><td>中世史</td><td>東京大学史料編纂所教授</td></tr><tr><td>会長</td><td>馬場弘臣</td><td>近世史</td><td>東海大学教育開発研究センター教授</td></tr><tr><td></td><td>御堂島正</td><td>考古学</td><td>大正大学教授</td></tr></table> 任期 平成30年6月1日～令和2年5月31日	役職	氏名	専門分野	役職等		大野 敏	建築史	横浜国立大学教授		大谷津早苗	民俗学	昭和女子大学教授		奥窪聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師		佐藤孝雄	考古学・仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授・高徳院住職		血井 舞	彫刻史	東京国立博物館主任研究員		鈴木伸一	植生学	東京農業大学教授		瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館主任研究員	副会長	高橋慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授	会長	馬場弘臣	近世史	東海大学教育開発研究センター教授		御堂島正	考古学	大正大学教授																																																																												
役職	氏名	専門分野	役職等																																																																																																																																																																			
	大野 敏	建築史	横浜国立大学教授																																																																																																																																																																			
副会長	大谷津早苗	民俗学	昭和女子大学教授																																																																																																																																																																			
	奥窪聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師																																																																																																																																																																			
	小林紀子	近世史	横浜市歴史博物館主任学芸員																																																																																																																																																																			
	佐藤孝雄	考古学・仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授・高徳院住職																																																																																																																																																																			
	血井 舞	彫刻史	東京国立博物館主任研究員																																																																																																																																																																			
	鈴木伸一	植生学	東京農業大学教授																																																																																																																																																																			
	瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館主任研究員																																																																																																																																																																			
会長	高橋慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授																																																																																																																																																																			
	御堂島正	考古学	大正大学教授																																																																																																																																																																			
役職	氏名	専門分野	役職等																																																																																																																																																																			
	大野 敏	建築史	横浜国立大学教授																																																																																																																																																																			
	大谷津早苗	民俗学	昭和女子大学教授																																																																																																																																																																			
	奥窪聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師																																																																																																																																																																			
	佐藤孝雄	考古学・仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授・高徳院住職																																																																																																																																																																			
	血井 舞	彫刻史	東京国立博物館主任研究員																																																																																																																																																																			
	鈴木伸一	植生学	東京農業大学教授																																																																																																																																																																			
	瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館主任研究員																																																																																																																																																																			
副会長	高橋慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授																																																																																																																																																																			
会長	馬場弘臣	近世史	東海大学教育開発研究センター教授																																																																																																																																																																			
	御堂島正	考古学	大正大学教授																																																																																																																																																																			

190	1. 鎌倉文学館(旧前田家別邸)★ 2. 伊藤邸(旧望洋楼) 3. 篠田邸(旧村田邸) 4. 寸松堂★ 5. 日本基督教団鎌倉教会会堂 6. 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園 7. かいひん荘鎌倉★ 8. 石川邸(旧里見弴邸) 9. ※平成15年(2003年)12月指定解除 10. 川合邸 11. 鎌倉聖ミカエル教会聖堂 12. 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)★ 13. 白日堂 15. 石島邸★ 16. 旧安保小児科医院 17. ※平成29年(2017年)6月指定解除 18. 旧村上邸 19. 旅館対僊閣 20. 笹野邸 21. のり真安齋商店 22. 三河屋本店★ 23. 東勝寺橋 25. 湯浅物産館★ 26. 去来庵 27. ホテル ニューカマクラ 29. 旧華頂宮邸★ 30. 野尻邸(旧大佛次郎茶亭) 31. 加賀谷邸 33. 極楽洞 34. 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所 35. 旧三橋旅館蔵 36. 猪熊邸(旧武基雄自邸) 37. 萬屋本店 【重点区域外】 14. 小池邸 24. 橘亭★ 28. 平井家住宅・長屋門 32. ※令和2年(2020年)3月指定解除 ※★印は国登録有形文化財(建造物)(文化財保護法第57条)	1. 鎌倉文学館 2. 伊藤邸(旧望洋楼) 3. 篠田邸(旧村田邸) 4. 寸松堂 5. 日本基督教団鎌倉教会会堂 6. 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園 7. かいひん荘鎌倉 8. 石川邸(旧里見弴邸) 9. ※平成15年12月指定解除 10. 川合邸 11. 鎌倉聖ミカエル教会聖堂 12. 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸) 13. 白日堂 15. 石島邸 16. 旧安保小児科医院 17. 高野邸 18. 村上邸 19. 旅館対僊閣 20. 笹野邸 21. のり真安齋商店 22. 三河屋本店 23. 東勝寺橋 25. 湯浅物産館 26. 去来庵 27. ホテル ニューカマクラ 29. 旧華頂宮邸 30. 野尻邸(旧大佛次郎茶亭) 31. 加賀谷邸 33. 極楽洞 【重点区域外】 14. 小池邸 24. 橘亭 28. 平井家住宅・長屋門 32. 成瀬家住宅
191	事業番号:1-2(事業完了) 事業の効果等 発掘調査の成果等を反映した整備を行い、公開活用を開始した。工事中は説明会や部分的な公開を行い、整備後も地元と協力し、夜間開放を行う等近隣の理解を得ながら広く一般公開を進めている。復原整備により、中世の地域の歴史・文化を実体験できる場を設けることができた。今後も鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館等と連携し、円滑な運営管理を進めていく。	事業番号:1-2
202	事業番号:3-6(事業完了) 事業の効果等 平成28年(2016年)には、古都保存法施行50周年を記念し、里山フェスタでの啓発、記念誌の作成と配布を行い、多くの人と歴史的風土の大切さや考えの共有を行った。今後も市民の理解と協力のもと、自然的環境と歴史的建造物等が一体となった歴史的風土の維持保全の取組を継続していく。	事業番号:3-6
203	事業番号:4-1(事業完了) 事業の効果等 建物のリノベーションにより、歴史文化のガイダンス施設としての整備が完了したことで、これまで本市にはなかった通史展示や出土品の展示、イベント等を行い、鎌倉の歴史文化を学び、体験できる場ができた。今後とも鎌倉国宝館等と連携を図ることで、鎌倉の歴史的遺産に対する市民等の理解を深めていく。	事業番号:4-1
210	事業番号:5-1(事業完了) 事業の効果等 鎌倉彫産業の振興を図るため、鎌倉彫振興事業所「鎌倉彫工芸館」の建物改修を行った。整備後、市内の伝統鎌倉彫事業協同組合などが行った体験教室や小学校の卒業制作等を通じて、鎌倉彫に触れる機会の提供や歴史や魅力の周知が図られている。	事業番号:5-1

216	NO:5 名称:旧華頂宮邸 所有者(管理者):鎌倉市 所在地:浄明寺二丁目 備考:登録有形文化財・景観重要建築物等・<u>歴史的風致形成建造物</u>	NO:5 名称:旧華頂宮邸 所有者(管理者):鎌倉市 所在地:浄明寺二丁目 備考:登録有形文化財・景観重要建築物等
219	<u>備考</u> 1 景観重要建造物とは、景観法第19条の規定により指定した、<u>地域の良好な都市景観の形成に重要な役割をもつ建造物</u> 2 登録有形文化財(建造物)とは、文化財保護法第57条の規定により、国土の歴史的景観に寄与するもの等で、保存及び活用についての措置が必要とされる文化財建造物 3 景観重要建築物等とは、鎌倉市都市景観条例第30条の規定により、指定した都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建築物・工作物 4 歴史的風致形成建造物とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定により指定した、重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要がある建造物	—
237	【追加登録有形文化財】 件名:<u>田中・大野邸主屋</u> 告示年月日:<u>令和2年4月3日</u> 所在地:<u>扇ガ谷二丁目</u> 所有者:<u>個人</u> 件名:<u>旧太田家住宅主屋(宝善院三摩耶庵)</u> 告示年月日:<u>令和2年8月17日</u> 所在地:<u>腰越五丁目</u> 所有者:<u>(宗)宝善院</u> 件名:<u>材木座公会堂</u> 告示年月日:<u>令和2年8月17日</u> 所在地:<u>材木座四丁目</u> 所有者:<u>(一社)材木座自治連合会</u> 件名:<u>旧川喜多家別邸(石島家住宅)主屋</u> 告示年月日:<u>令和3年2月4日</u> 所在地:<u>雪ノ下一丁目</u> 所有者:<u>株式会社石島企画</u> 件名:<u>湯浅物産館</u> 告示年月日:<u>令和3年2月4日</u> 所在地:<u>雪ノ下一丁目</u> 所有者:<u>個人</u>	—
239	【追加景観重要建築物等】 件名:<u>旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所</u> 指定:<u>平成31年3月22日</u> 所在地:<u>長谷四丁目</u> 件名:<u>旧三橋旅館蔵</u> 指定:<u>令和2年3月31日</u> 所在地:<u>長谷二丁目</u> 件名:<u>猪熊邸(旧武基雄自邸)</u> 指定:<u>令和2年10月9日</u> 所在地:<u>極楽寺一丁目</u> 件名:<u>萬屋本店</u> 指定:<u>令和3年9月2日</u> 所在地:<u>長谷二丁目</u>	—

鎌倉市歴史的風致維持向上計画（平成 27 年 12 月策定）は、
市ホームページに掲載しています。

こちらから、閲覧が可能です。



鎌倉市歴史的風致維持向上計画の
本編はこちらから



鎌倉市歴史的風致維持向上計画 **増補版**

平成 27 年 12 月

令和 3 年 12 月（改訂/増補）

編集・発行 鎌倉市 **都市景観部都市景観課**

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電話番号：0467-23-3000

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>